

第二百八回国会 内閣委員会 議 録 第十四号

令和四年三月三十一日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 上野賢一郎君

理事 井上 信治君 理事 工藤 彰三君

理事 平 将明君 理事 藤井比早之君

理事 森山 浩行君 理事 足立 康史君

理事 國重 徹君

理事 赤澤 亮正君

理事 石原 宏高君

理事 小寺 裕雄君

理事 杉田 水脈君

理事 高木 啓君

理事 平井 卓也君

理事 松本 尚君

理事 宗清 皇一君

理事 山本 左近君

理事 和田 義明君

理事 鈴木 庸介君

理事 中谷 一馬君

理事 山岸 一生君

理事 浅川 義治君

理事 河西 宏一君

理事 浅野 哲君

理事 緒方林太郎君

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人

参考人 (東京大学公共政策大学院 鈴木 一人君)

教授 (東京大学公共政策大学院 鈴木 一人君)

参考人 (東京大学名誉教授) 井原 聰君

参考人 (東京大学名誉教授) 近藤 博人君

内閣委員会専門員

委員の異動

三月三十一日

辞任

和田 義明君

中谷 一馬君

同日

辞任

山本 左近君

鈴木 庸介君

同日

辞任

小森 卓郎君

同日

補欠選任

和田 義明君

本日

補欠選任

小森 卓郎君

同日

補欠選任

和田 義明君

本日

補欠選任

小森 卓郎君

同日

補欠選任

和田 義明君

本日

補欠選任

同日

大学東洋文化研究所准教授佐橋亮君、同志社大学

名譽教授村山裕三君、東京大学公共政策大学院教

授鈴木一人君、東北大学名誉教授井原聰君、以上

四名の方々から御意見を承ることにいたしてあり

ます。

この際、参考人各位に一言御挨拶申し上げます。

本日、御多用中のところ本委員会に御出席を

賜りまして、誠にありがとうございます。二案に

ついて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見

をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存

じますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

佐橋参考人、村山参考人、鈴木参考人、井原参

考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいた

だき、その後、委員の質疑に対してお答えをいた

だきたいと存じます。

なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の

際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださ

るようお願い申し上げます。また、参考人は委員

に対して質疑をすることができないこととなつて

おりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと

存じます。

それでは、佐橋参考人をお願いいたします。

○佐橋参考人 おはようございます。東京大学東

洋文化研究所准教授の佐橋と申します。

本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。

米ソ冷戦が終結を迎えた頃から、世界には、グ

ローバル化、さらにはロシアや中国との国際協調

への前向きな期待が存在した時代がございました。

しかし、過去十年ほどで、そうした前向きな

期待を持つには厳しい国際環境が出現しておりま

す。

従来の先進国以外の国の台頭により、世界のパ

ワーバランスが変化しただけではなく、国際秩序

の在り方への不満や拡張主義が具体的な形となつ

て表れるようになりました。

第四次産業革命と言われるほど先端技術の発展

が著しく、それらの軍事活動や情報活動への応用

が危惧されるようにもなりました。米中の技術競

争の激しさは、各国政府や民間企業の研究開発費

の増大だけではなく、中国による技術の移転や窃

取を増やす結果にもなりました。また、経済にお

ける依存関係を利用して相手に強要を迫る行為も

実例が積み重ねられてきました。

こうした状況において、いわゆる海洋や宇宙、

サイバーなどにおける安全保障空間だけでなく、

経済安全保障の考え方が、日本だけでなく欧米や

中国において強調されるようになったことは不

思議なことではありません。

安全保障とは、時代を映す鏡であり、その時々

の国際環境の中で、各国政府が喫緊に、又は長期

的に、優先して考えるべき課題に焦点を当ててい

くものです。あえてアメリカの例を申し上げます

ば、九〇年代にその関心は地域紛争でしたが、同

時多発テロにより、テロリズム及び大量破壊兵器

の拡散防止に急に変化をいたしました。何から、

何を、何で守るか、安全保障を考える上でのフ

レームワークですが、それが不断に変わるこ

とが安全保障の難しさであります。

今この瞬間において、ロシアのウクライナ侵攻

が喫緊の課題であり、国際秩序を国際的な連携に

よって守るべきことは言うまでもありません。他

方で、長期的な課題として、我が国の主権や領土

の一体性、国民の生命財産及び国家の繁栄を守る

ためには、経済社会面での相互依存を活用して他

国を脅かしたり、さらには攻撃することが十分に

考えられることから、軍事力による抑止や外交だ

けではなく、経済活動、科学技術分野を含めた体

制を整えることが重要になっていきます。

経済活動は極めて広範であるため、経済安全保障を広く概念定義することもありますが、重要なことは、増大する脅威が何か、いかなる手段がそのために新たに必要かという点に着目することだと考えております。

そのように考えますと、今回の経済安全保障推進法案は、立法化がまず求められる分野を進めていくものと評価をしております。

法案の具体的分野について申し上げていきます。

まず、特定重要物資についてです。
特定重要物資のサプライチェーンは、既に民間企業によって組み上げられてきたものです。民間企業の調達多様化に向けた努力を支援することが重要となります。アメリカでは、産業政策と経済安全保障の垣根が下がっており、サプライチェーンの海外投資を実質的には減らすような方策まで議論されておりますが、それは別の政策論であり、経済合理性との均衡を図るためにも、まずは海外を含めた多様化努力が望ましいと考えます。

また、重要物資の特定においては、有識者の意見を重視すること、また、欧米の政策は一つの参照点としても、日本の産業構造に即して想定されるものは別であることも想定すべきだと考えております。

サプライチェーンは、企業にとって重要な営業秘密を含む可能性があり、相手企業もある話です。アメリカ政府も、罰則により提供させているのではなく、あくまでも働きかけて提供を受けています。日本の制度においても、企業が自ら協力していく形で進めることが望ましいと思います。

重要物資に関しては、有事を念頭に置いたシミュレーションの必要を述べておきたいと思っております。

ウクライナへのロシア侵攻後もエネルギーや穀物の需給変化が話題になりましたが、例えば台湾海峡における有事が発生した場合、世界のサプライ

チェーンが寸断されるリスクは極めて大きいものになります。大まかな試算がありますが、より具体的なシミュレーションとシナリオ検討が必要となります。先進国とロシア、中国の対立構図が固定化することが恐れられている中、サプライチェーンリスクを具体的なシナリオから点検し、それをもつて海外ビジネスの在り方を産業界と考察していくアプローチが必要だと考えます。

基幹インフラについては、既にインフラ施設が攻撃された事例が多々観察されていることから、備えとして極めて重要となります。電力、水道、パイプライン、鉄道システムなどが近年でも被害を受けております。ランサムウェアによる攻撃も増えています。

備えを高めることは当然としても、インフラを提供する民間企業や各種団体の経済負担が大きいことも事実です。重要なことは、それら主体の負担感を低下させ、経済活動の予見可能性を上げることにあります。政府が可能な限り事前に相談を受け、望ましい設備や維持管理の在り方について具体的に示すことが重要です。企業に責任を転嫁するだけではなく、政府がリスク評価、モニタリングを行い、場合によっては、サイバーセキュリティを含む投資のための民間企業への補助金を与えることが望ましいのではないのでしょうか。

官民技術協力についてです。
ポイントとは、産官学の三者が協力し合うメカニズムとして有効に機能するかにあります。そのためには、いわゆるシンクタンクが重要になってきます。従来の機関だけでなく、より幅広い調査を行う機関を設置するというアイデアが重要だと考えます。

ただ、最大の問題は人材です。先端技術だけでなく、安全保障や社会実装に軸足を置いた研究者をどのように確保し、育てていくかが鍵ではないでしょうか。どのように若手の研究者を引きつけることができるのか、長くどまっていたいただき、本人のためになる経験を蓄積できるのか、長

期的な視点が強く求められます。

また、いわゆるミツシン型の技術開発は重要ですが、二点のみ留保させていただきます。

第一に、大企業の参画は重要ですが、それに加え、スタートアップ企業を競わせるような仕組みも必要だと思えます。アメリカでは国土安全保障省などがそのような取組をしております。

第二に、科学技術には基盤が必要であり、日本政府全体として、科学技術の振興、理系人材の処遇改善を更に推進していただきたいと思えます。

非公開特許制度についてです。
人材育成の必要は、非公開特許に関しても当てはまります。二次審査に携わることができる人材を長期的に育成するための制度が必要でしょう。

今回はかなり分野を絞って制度をスタートさせることとなりますが、今後、制度を拡充、拡大させていく場合には、制度の存在によって指定のおそれがある分野の技術開発を止めてしまえば、他国との競争でむしろ劣位になり、究極的な目標が達成できないおそれがあることに留意してほしいと思います。コストの回収や、将来的にその企業又は開発者の名声が確保できる仕組みが望ましいと思えます。

最後に、経済安全保障に関する取組で最も重要なことは、取組を国家戦略の中に確固として位置づけ、その上で確保される継続性にあります。

内閣総理大臣が主導する国家安全保障戦略において、経済安全保障の政策的な全体像が示されること、そこに社会各セクターを代表する有識者の考えが取り込まれることは、合意形成としても非常に重要です。

今回の法案の外になりますが、攻めの経済外交、政府としての経済インテリジェンス機能の確立、そのインテリジェンスの民間への提供可能性の模索、諸外国との経済安全保障における連携さらには支援、こういったことに十分配慮して戦略が組み立てられることに期待をしております。

また、これは必ずしも狭い意味での経済安全保障ではありませんが、人権侵害が著しい国と向か

い合うために必要な人権外交や人権に関するインテリジェンス機能、また政府と民間の連携の在り方についても、新たな国際環境と向かい合う中で重要なテーマであり、最後に強調させていただければと思います。

以上となります。ありがとうございました。

(拍手)

○上野委員長 ありがとうございます。

次に、村山参考人をお願いいたします。

○村山参考人 同志社大学の村山と申します。よろしく願いいたします。

今日は、長きにわたり経済安全保障に関わってきまして研究者としての立場から意見を述べさせていただきます。

レジュメに沿って話をいたします。
一番目が法案の意義というところなんですけれども、まず、経済安全保障の日本にとっての重要性ということですが、日本は軍事力に制限をかけた通商国家であり、他国が軍事力で考えるところも、経済力、技術力で何ができるかを考えなくてはならないということです。

これは、言葉で言うのは非常に簡単なんですけれども、実は非常に難しい作業です。といいますのも、ほかの国で、歴史的に見ても、このようなことを行った国というのは余りないですね。しかし、日本ではこれに取り組みまなきゃならない。それに当たって、この法案というのは極めて重要というふうに考えております。

それは、三つあります。
一つ目ですけれども、法律による制度化により、経済安全保障に中長期的に取り組める体制が整備されるということです。

今までも経済安全保障の政策はありました。これはどういうふうにして対応してきたかといいますと、ほとんどが予算措置だけでした。例えば、九・一テロ後、テロ対策機器の開発をやったんですけれども、これは既存の枠組みの中の予算をつけてやったということなんですね。ということは、予算がなくなると終わってしまうというこ

となんです。ところが、今回は法律になっていまして、中長期的に経済安全保障に取り組める。これは非常に重要と考えます。

二つ目が、関係省庁に横串を刺す形で政府が一体として取り組むことが可能になる。

経済安全保障ですので、経済と安全保障、これはいろいろな分野にまたがるわけです。したがって、こういう形で法律にすると、政府が一体として取り組める体制になるということです。

三つ目です。日本の経済安全保障政策の全体像は、この法案に加えて、既存の安全保障貿易管理、外資規制、これは外為法ですね、それから国家安全保障戦略における経済安全保障の位置づけを合わせて、総合的に捉える必要があるということです。

したがって、この法案というのは、まさに経済安全保障政策の途上でありまして、これは何としても国家安全保障戦略につなげていかなきゃならないということです。特に、その国家安全保障戦略においては、防衛産業技術基盤をいかに強化するとか、そういう具体的なことを書き込んでいかないと駄目だと思ふんですね。それにいく道筋をつけたのがこの法案というふうに私は考えております。

二つ目が、国際環境の変化と経済安全保障、今なぜ必要かということです。

実は、グローバル化の時代には、この種の法律の必要性は低かったんですね。これはどういうことかといいますと、他国を自由貿易の輪の中に入れることが日本の国益に寄与していた。ということとは、経済的な相互依存が進めば平和になるという考え方だったんですね。したがって、相互依存が進めば戦争のコストが高くなるから平和になるという、これが支配的な考え方でした。

ところが、これはトランプ政権の頃から変わってきました。懸念国に依存することは非常に危険なんじゃないかというふうに考え方の大勢が変わってきたんですね。

それを踏まえてですけども、国際環境の変

化、米中の覇権競争、ウクライナ、ロシア問題などにより、日本の存在感を高めるためには、自由貿易を守りつつも、適切な技術・経済管理と技術育成を組み合わせ、戦略的不可欠性を高めることが必要な時代になったということです。

この戦略的不可欠性というのはどういうことかといいますと、他の国から見ると決定的に重要と思われる分野における国際的な競争力というふうに考えております。したがって、ここに日本がいないと絶対困るよ、そういう立場に日本が立つことは極めて重要であるというふうに考えております。

したがって、こういう大きな国際環境の変化があつて、この法案の重要性というのが出てきたというふうに私は考えております。

それで、具体論ですけども、私の専門である二つの分野についてコメントをさせていただきたいと思ひます。

まず、重要技術の開発支援ですけども、これは、四つの中でも私は一番重要性が高いというふうに考えています。特に、その戦略的不可欠性を確立するためには、これをちゃんと確立しないと駄目だということなんですね。

それで、どういう順番になるかといいますと、まず、シンクタンクによる重要技術の特定があります。それから、その次に、協議会における技術シーズとニーズのマッチングですね。それから三番目が、経済安保重要技術育成プログラムによる予算措置。それから、社会実装、これは政府と民間の開発パイラル、これは後で説明しますけれども、こういう流れの構築が必要というふうに考えております。

実は、今若干混乱しているのは、順番が逆になってしまつたんですね。最初にこの経済安保重要技術育成プログラムというのが出てきて、二千五百億だとか、それを五千億にするとかいう話が出てきましたよね。これはもう動いております。それで、今回の法案によって、協議会を設立するということが出てきました。それにプラス、シン

クタンクをつくる。これは、完成するのは二、三年後ということですので、先になります。

実は、一番最初に置かなきゃいけないのはシンクタンクなんですけれども、これはもう逆転しているということなんですよ。だから、何よりも早くシンクタンクを設立して、こういう流れを早くつくらなきゃならないということです。

それで、もう一点重要なのが、政府と民間の開発パイラルということです。

これは、お金をつけて政府のニーズに合った技術を開発するだけではなくて、それを民間企業はマーケットに出して、それを製品化するということなんです。製品化することによって、それがマーケットに回ります。それが、よりよい技術になるわけですね。そういうよりよい技術を更に政府が調達できるような形にするということで、政府と民間の間でパイラルを回すということなんです。そうすることによって、これは経済にとつてもいいし安全保障にとつてもいい、そういう両立ができる、こういうスキームをつくるべきというふうに考えています。

これは十分可能ですので、早くこういう体制に持つていってほしいというのが、この重要技術の開発支援ということです。

二番目の重要物資の安定供給ということなんですけれども、これも非常に重要です。重要ですけども、多くの部分は民間企業が、事業継続計画、BCPの一環として対処しているということなんですね。だから、これは企業がずっとやっているし、企業にはサプライチェーンの専門家もいるわけですよ。その中で、なぜ政府がここに介入するかというのをはつきりさせなきゃならない。だから、民間だけでは十分ではない部分がある。それは一体どういう分野でなぜなのかというのを、しっかりとこれから考えていかなきゃならないかと思ひます。

これは今の法案とはちよつと関係は薄いんですけども、例えば防衛分野。これは国家安全保障戦略を策定するときには考えなきゃならないと思

うんですけれども、例えば防衛分野は、装備品のサプライチェーンの中で、非常に重要な部分で懸念国に依存しているものがある。それで、何か起こったときに、その懸念国からの供給が止まってしまう。ということは、装備品が造れなくなってしまうわけですね。こういう場合を防ぐためには、絶対政府が関与しなきゃならないということです。これがまず出発点としてあるんですけれども、それはどの辺りまで一体政府は関与すべきかというのをしっかりと考えていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにしても、経済安全保障というのは、細部において経済的利益と安全保障の利害をいかにバランスさせるかというのが要諦になります。それで、場合によっては、できればこれを両立させるといふ形に持つていくということですね。先ほど言いました技術開発体制というのは、そういうことができる分野です。

だから、こういう形で細部においていろいろな知恵を絞つていかなきゃならないというのが、この経済安全保障の特徴です。もちろん、その大戦略というのも大切なものからいふんですけれども、細部でしっかりと、経済と安全保障を見据えて、本当に専門家がここでバランスを取るようにしていくというのが、この経済安全保障の重要な部分というふうに考えております。

いずれにしても、私は、この法案は極めて重要というふうに思っております。特に、経済力を安全保障のために使つたわけですね、こういう発想が今まで日本になかったわけですね。これが実現することによって、日本の安全保障政策の一つの転換点になる、そういう重要な法案というふうに私は考えております。

以上です。(拍手)

○上野委員長 ありがとうございます。

次に、鈴木参考人をお願いいたします。

○鈴木参考人 皆様、おはようございます。東京大学の鈴木でございます。

本日、私からは、この経済安全保障推進法案に

関するコメントとして、三点お話をさせていただきます。

まず第一に、経済安全保障の概念の整理の問題、そして第二に、経済安全保障と自由貿易の関係について、そして三つ目に、経済安全保障とまた異なるコンセプトであるエコノミック・ステートクラフトというものの関係についてお話しさせていただきます。

まず第一に、この経済安全保障に関する様々な議論の混乱といえますが、定義に関わる問題、これは、様々なところで、この国会の中でも、また有識者の中の議論でも、経済安全保障について一体何なんだということが多く議論されています。その混乱の原因を私なりに考えてみたところ、これは三つのコンセプトが一つの経済安全保障という枠組みにあるので分りにくいのではないかと、ふうに考えておりますので、少しそれを整理したところをお話しさせていただきます。

一つが、いわゆるサプライチェーンないしは供給の安全保障ということで、これは、エネルギーですとか食料のほかにも、様々な素材ですとか、サプライチェーン全体ですね、これが、国際的な関係が深まっていく、相互依存が深まっていく中で、敵対的な国家、関係の悪い国家にもそうしたサプライチェーンを依存している状態、これは、国家の安全保障、経済的な関係をスムーズに行っていくことに対するリスクということになっていく。

逆に言えば、そうした依存関係が、チョークポイント、要するに首を絞めたらそこで首が絞まってしまふ、死んでしまうような、そういう相手の肝になるポイントというのを握っている状態、これは、二〇一〇年、日本が中国との関係で、中国がレアアースの輸出を禁止した、こういうことがありましたけれども、まさにこれが、レアアースがチョークポイントということになっていて、こうした供給の安全保障というのが必要である、こういう議論があります。これは、現在の法案の中では、サプライチェーンの強靱化という形で対処

するということになっていくわけです。

もう一つが、技術の不拡散に関する安全保障という問題がありまして、これは、伝統的に安全保障貿易管理と言われる分野において、貿易などを通じて、つまり経済的な手段を通じて、国家にとって重要な技術、これは他国の安全保障に関わるような技術ですね、かつては大量破壊兵器、核兵器や生物化学兵器などが問題になっていましたけれども、近年では、こうした安全保障に関わる技術が、AIですとかロボティクス、それからバイオテクノロジー、いろいろな分野において安全保障に関わる技術というのが非常に多岐にわたるようになってきた。しかもそれは、軍民融合という形で、軍事的に利用することも、そして民間で利用することも両方可能なものである。ですから、民間の貿易を通じて相手の国家に技術が渡って、それが安全保障上の懸念になるということが起こり得るということから、技術の安全保障、技術管理が大事だということ、経済安全保障の中にこれが含まれた。

ただし、これは、サプライチェーンの話と技術管理の話というのは、基本的には同じ経済に関わる問題ですけども、ベクトルが違うというか見ているところが違うということで、ここが一つ混乱の原因になっているのではないかと、ふうに思います。

また、先ほど佐橋参考人等からお話もあつたとおり、人権の問題などを含めて、今、他国に対して経済的な圧力をかける、そうした政治的な目的のために経済的な手段を使うという、これはまた後にエコノミック・ステートクラフトとお話しさせていただきますが、こうしたことが起こっていることが、これからの経済の安全保障上の問題、つまり、他国の政治的圧力のために経済を使われてしまふ、そこからどういふふうか、この問題、我が国の能力を高めていくのか、どうやって守りを固めていくのか、こういうことが重要だということ、この三つが経済安全保障の大きな枠の中に入っているがゆえに、どれが経済安全保障なの

か、議論をするときも、皆さんが使っている経済安全保障という言葉がばらばらになっている。

次のスライドですけれども、この中で重要になってくるのが、依存と脆弱性の関係だと思っています。

つまり、経済安全保障の鍵となるのは、他国に依存すること、特に、特定の国家に、とりわけ敵対的な関係にある国家に特定の品目を依存している状態というのが望ましくないということ、これはまさにサプライチェーンの問題として、この依存をいかに減らしていくのかということがこれからの経済安全保障の鍵になるということと同時に、経済的な関係が深まっていくことによる技術の拡散、これをどうやって防いでいくのかということが重要な鍵になっていくのではないかと、ふうに考えております。

次の論点であります経済安全保障と自由貿易の問題についてお話しさせていただきます。

経済安全保障において、自由貿易との関係は、実は、これは対立ないしはなかなか矛盾する関係にあるだろうというふうに考えております。

経済的な合理性を追求するものとして、これまで戦後長い間、自由貿易体制というのが国際経済秩序の枠組みにあったわけですけども、それは比較優位に基づく生産の集中や特化をもたらし、それは場合によっては政治体制やイデオロギーや軍事的な対立、そういったものを含む相手とも経済関係を結ぶということを許容してきた、そういう側面があります。

他方、現在の経済安全保障の問題というのは、政治的、安全保障上の合理性を含んだもの、つまり、自らの国家に対して敵対的な国家ないしはリスクのある場所、そういったところに生産ないしはサプライ、経済関係を結ぶこと、これに抵抗するないしはそれに対するリスクを回避するということが目的になっていきます。これは言い方を変えると、自由貿易にさお差す行為ということにもなるわけです。

ですので、経済安全保障を進めていく上で、我

が国が、CPTTPを始めとして自由貿易ルールに基づく経済秩序、こういったものを進めていく立場として、このバランスをどうやって取っていくのかということが重要になってくるかと思っています。

参考のところでつけました、WTOそれからCPTTPのところで安全保障例外ということ、これをスライドでつけておきましたけれども、これら安全保障例外は、読んでいただくと分かれると思うんですが、なかなか解釈が限定的である。特にWTOのガット二十一一条というのはそういう状態になっているということで、安全保障だから、国家の利益に関わる問題だからということで自由貿易と経済安全保障の問題を折り合いをつけるということ、これはなかなか容易ではないということですから、この経済安全保障推進法案の中でもかなりの神経を使つて調整をされているということは理解はしておりますけれども、やはり、この点、引き続き重要なポイントとして示させていただきたいと思っております。

三つ目の論点ですけれども、エコノミック・ステートクラフトということ、ちよつと御紹介しておきたいと思ひます。

先ほども少しお話ししましたが、これは、他国の脆弱性を狙い撃ちにして、政治的意思や価値、これを強要することです。つまり、ある国が経済的な手段を使って他国に自国のやり方を押しつける、こういうことになります。

これはやはり方は様々ありまして、例えば、現在ロシアに対して行っている経済制裁、これもエコノミック・ステートクラフトの一種です。停戦をし、戦争をやめろという政治的な意思を伝え、そして圧力をかけるために経済制裁というのをかけております。北朝鮮に対する経済制裁もそうです。

他方、経済援助において、例えばこういうことをすれば援助するとか、援助においてコンディショナリティーをつける、いろいろな条件をつけていくというの、これも一種のエコノミック・

ステートクラフトというふうに考えることができます。

しばしば問題になるのは、これまでは自由貿易の枠組みの中ではこうした国家の権力を行使する形で経済的な行為を阻害することは認められてこなかったわけですが、近年、それを積極的に進めようとする国が出てきているということが大きな問題になっております。つまり、経済的な手段、特に経済力の大きな国、そういった国々が、自国の経済の、ここに市場の重力、マーケットグラビティーと書きましたが、多くの国がその国に輸出することを依存している、それが結果として、輸入を禁止するという形で経済的圧力をかけるということがございます。

例えばですけれども、中国は、オーストラリアとの関係で、オーストラリアの石炭、鉄鉱石、それから農産品、また、ノーベル平和賞の受賞に関するところで、ノルウェーからサーモンを買わないといったようなことが現実として起きております。

こうしたエコノミック・ステートクラフトというのは、まさに経済的手段を使って政治的な圧力をかけることなわけですが、これをきちんと対処しておかないと、我々は他国のそうした経済的圧力に屈する可能性がある。

そうした経済的圧力を受けないようにするためにも経済安全保障というのは極めて重要な問題になるんだということで、この経済安全保障法案、今この時期に議論されていることは大変重要なことだと考えておりますし、また、そのために、自由貿易の価値を守りながら、同時に、我が国の経済的な安定、そして、他国の政治的な圧力に屈しないようなそうした政策、法律の運用を目指していただきたいというふうに考えております。

(拍手)

○上野委員長 ありがとうございます。

次に、井原参考人をお願いいたします。

○井原参考人 おはようございます。井原でございます。

います。

本日は、この審議の場に参考人として意見を述べる機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。また、立憲民主党や他の野党の御配慮に感謝申し上げます。

私の専門は、科学史、技術史でございます。歴史の見地から、この国の科学技術政策や学術体制、あるいは若手研究者の養成というふうなことに関心を持ってこれまで見てきました。在職中は先端分野の融合領域研究の若手研究者の養成に関わってきたこともあり、そうした経験から意見を述べさせてもらおうと思っております。

極めて重要な法案ですが、具体的内容については政省令、業法等で示されるということで、国会での議論は内容がないというふうなことで、是非民主的な手続の面からの工夫をしていただきたい、こういうふうに思っています。

法案の二つの性格ということで、一つの方がどうもはつきりしてこない。今、特定重要物質の安定供給、特定社会基盤役務は有事に備えよというわけですが、その有事とは何か語られずに、有事に対処する国家安全保障戦略、防衛大綱、中期防衛整備計画が大いに関係するものと思いが、これとの関わり、これとどうすり合わせていくのかがないまま議論が進んでいくことに非常に不安を感じます。

現在、経済の喫緊の課題とされている安定供給やサイバー攻撃問題ですが、これは盛んに議論がされております。しかし、防衛問題について、DARPAに似せた組織までつくろうという議論が進んでいるわけですが、御承知のように、アメリカの経済安全保障の肝は防衛問題です。本法案は具体的な内容が書き込まれていませんのでよく分かりませんが、防衛上、軍事上の優位性、不可欠性をどのように強化していくのか、その問題を含めるような内容が読み取れないということでございます。

そこで、私は、多少なりともそれと関わる読み方をこの法案の中で議論してみたいというふう

に思います。

第六十一条に、特定重要技術の研究開発のために、研究代表者の同意の下で、内閣総理大臣と協議して、関係大臣も加わる協議会を組織するとされておりますが、プロジェクトごとにこれだけ大きな組織がなぜ必要なのかが不明であります。

協議会は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律により、国の資金で行われる研究開発を対象にすると言っていますけれども、この活性化法は、若手研究者等の能力の活用促進に必要な施策を講ずるものとするという、若手研究者の能力活用を主眼としたものです。若手研究者育成は必要ですが、特定重要技術開発は若手だけに負わせるのでしょうか。

また、伴走支援するということが、防衛省が伴走支援すれば、防衛研究、軍事研究推進とはなりませんでしょうか。現在進行中の防衛技術研究推進制度では軍事研究ではないからと説明してききましたが、これを撤回しなければならぬんじゃないか、それどころか、国が提起する研究課題で、特定重要技術課題の場合は、場合によっては防衛や軍事研究になることを明示する必要があります。

六十二条の七項には、正当な理由なく、当該事務に知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないとして、違反者には罰則を科しています。これは研究開発を促進するための協議会のメンバーに課せられたものですが、この協議会からの離脱が自由なのか否かも大きな問題になります。

ユネスコの科学及び科学研究者に関する勧告というのがございます。「二軍民両用」に当たる場合には、科学研究者は、良心に従って当該事業から身を引く権利を有し、並びにこれらの懸念について自由に意見を表明し、及び報告する権利及び責任を有する」とあります。これに照らしたとき、特定重要技術に関わる若手研究者は、罰則のある守秘義務の手前、この権利と責任を放棄しなければなりません。この勧告との対応が必要だと思

ますが、一顧だにされておられません。

国から与えられた課題研究型研究で社会実装まで行う、産学連携で企業と大学との共同研究では、実は見えない壁が研究エリアに張られています。お互いに自由な議論もできない、そういう研究エリアがたくさんあります。他分野の新鮮な考え方の交流や研究会、国際交流など研究を醸成するコミュニケーションもなく、先細ることがよく見受けられます。

野依良治さんが委員長を務めた建議文書があります。学術研究の特性について次のように提起しています。学術研究に従事する者が自らの内在的動機に基づき行う研究は尊重されるべきである、これにより全体として研究の多様性が確保されるのである。

研究の多様性こそ研究力の基盤であります。伴走支援して社会実装を迫る研究の進め方は、厳に私は戒められなければならないというふうに考えております。若者は窒息しかねません。各省庁が社会実装に向けて支援伴走する方式は人材養成にはならないのではないかと思います。

国大協の調査によれば、二〇一八年現在ですが、国立大学の四十歳未満の若手研究者は、実は六〇％がパートタイマーです。能力の活用以前に、常勤の若手研究者の母数を増やすことが喫緊の課題になっております。

調査研究についてですが、六十四条に、これはシンクタンクを法的に位置づけるものと理解しておりますが、何をどう調査研究するのか。大学、研究機関などで進められている業績評価に関わる個人情報を含むデータまでを調査対象にしてAIで監視するような調査研究だとすれば、国家によつて監視されることになりかねません。問題は非常に大きいと思います。

一方、経産省では既に、「経済産業政策の重点」ということで、法案を先取りしたような提起で大学等の管理体制構築などが提示されていて、現行の安全保障輸出管理の現場の混乱が予想されます。

ここで想定されるシンクタンクは、CSTIに直結し、日本学術会議や大学、研究機関までを下位のシンクタンク化するのではないかとという危惧があります。特に、学位授与機能まで持たせてはという議論も含まれており、学術研究体制に大きな変化を求める議論があるとすれば、余りにも問題が大きいのと思います。

特許の問題ですが、特許制度は科学や技術の発達に欠かせない制度として定着してきました。私は、特許制度は、単に知財の問題ではなく、学術研究体制や産業や文化の一部であると考えております。

保全指定については事前審査を行うのでしょうか、忌避できる環境がつけられるのか否か、軍民両用のものの場合、その特許が保全指定され産業化できない不利益を十全に保障されるのか否か、損失額の査定を支払う方の国が行うということで公正さが保たれるのか。原子力災害賠償の問題事例が想起されますが、大きな問題が含まれていると思います。

また、保全指定から離脱して、その特許を取らずに実施に移すケースがあれば、国家と国民の安全を脅かす技術が流出することになります。秘密特許に大きな穴が空いていると言えます。公開を原則とする特許制度に軍事機密を持ち込むことが矛盾であります。軍事技術は本来、秘匿とノウハウで処理すべきではないかと考えるものであります。

大学発ベンチャービジネスがたくさん生まれ始めています。特に、宇宙、海洋、量子、電磁気、サイバー、センサー分野の先端分野での活動が盛んになっていますが、秘密特許や特定重要技術としての囲い込みがこの分野の成長を鈍化させる、そういう危惧を抱いております。

言い足りないことを含めて、主な問題点はお配りしてある資料の末尾にまとめて書いてあります。以上、多くの問題が、二つ、つまり重要技術の問題と特許の問題の中にも見出すことができます。

ので、抜本的な見直しを求めるものでございます。なお、与えられました時間の関係で、維新の会の提案に言及できませんでしたことをおわびいたします。

御清聴ありがとうございます。（拍手）
○上野委員長 ありがとうございます。
以上で各参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○上野委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑の申出がありますので、順次これを許します。伊東良孝君。

○伊東良孝委員 おはようございます。
四人の参考人の先生には、大変お忙しい中こうしておいでいただき、また、貴重な研究やあるいは御経験を踏まえた御意見を今お聞かせをいただきました。本当に心から感謝を申し上げる次第であります。

この委員会も相当数開かれておりまして、もうかれこれの時間もたつておりますけれども、危惧する点、あるいはまた先生方からの御経験を伺いたい点等々ありますので、どうぞよろしくお願いいたします。
ただ、一人十五分しか持ち時間が無いものですから、なかなか掘り下げてあるいは広範囲にいうことにもならないということで、お許しをいただきたいと思います。

さて、ロシアによるウクライナへの侵略につきまして、国際秩序の根幹を揺るがす行為でありまして、断じて許すことのできないことでございます。しかしながら、これにより世界で、外交や防衛、あるいはまた経済安全保障に対する考え方、見方、理解度、さらにはその関心等が大きく増大をいたしました。国民にも広く共有されるようになったのではないかとふうに思います。

最近の国際情勢を踏まえ、我が国の経済安全保障法制の整備は時宜を得たものであり、喫緊の課題であった、このように思うところでもあります。

佐橋参考人にお伺いをいたしますけれども、参考人はこれまで、アメリカ等々外国とのおつき合いや、あるいはまた、外交戦略を始めとして国際政治情勢等を御研究されてきたと伺っているところでありまして、先ほどもお考えを基本的にはお聞かせいただきましたけれども、今般の経済安全保障の法制の重要性については是非御見解をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○佐橋参考人 伊東委員の御質問にお答えしたいと思います。

経済安全保障の重要性についてなんですが、これは、私たちの国際政治の世界では相互依存の武器化という言葉を聞くこともございます。すなわち、グローバル化とは、圧倒的に深く相互依存が進む現象であり、過去三十年以上にわたり続いてきたわけですが、そういったものを、言ってみれば自らの政治的意図のために利用する国が増えてきた、これを相互依存の武器化というふうに思います。

そして、実際に各国の実例を見ても、非常にそういう行為が増えているのは間違いないが、相手から技術を不正なやり方で獲得するだけではなく、相手に対して経済やエネルギーの力を使って強要をするということが大変目立つております。また、そういった有事、ケースですけれども、事例というものは実際に積み重なってきているわけですね。

安全保障の発想に最も重要なことは、可能性を、確率を論じることではなく、最悪に備える、そしてシナリオを考えることにあります。そういった点から考えても、備えを高めることは非常に重要であり、そうした行為が行われ難い環境を、体制を構築していくこと、そして、起きた場合の備え、これを構築していくことが重要であり、経済安全保障は非常に推進されるべき課題だと理解しております。

○伊東（良）委員 ありがとうございます。

政府は、国際情勢の複雑化、社会構造の変化等々に対応すべく、この政治課題に対応するために今回この経済安全保障推進法案を提出したところでありまして、この法案の骨子は四本柱から成っております。サブライチエーションの強靱化、基幹インフラの安全性、信頼性の確保、また先端的な重要技術についての官民協力、そして四本柱に特許出願の非公開化といった、四つの制度を整備するものであります。

この四本柱の一本ごとにこの委員会で議論をされてきたところでもありまして、それぞれ、危惧される点、問題点、あるいは皆さんの賛否両論なる意見をいただいたところでありますけれども、この四本の柱ごとに議論されてきたわけでありまして、この四本柱の妥当性あるいはまたその課題について、佐橋参考人の御見解をお伺いしたいと思っております。これは相當な中身になるものですから、簡略に御説明をお願いできればありがたいというふうに思います。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

今、喫緊の課題、そしてまた長期的にも重要な課題として経済安全保障であるのは、技術流出の防止、他国の経済強要行為に動じない重要物資等のサブライチエーション確保、サイバー攻撃や有事に狙われる基幹インフラの防護、先端技術の開発などです。このうち、技術流出の防止については、いわゆる研究インテグリティ、公正の確保や、みなし輸出制限の強化といった政策的措置が既に取られております。

今回の法律で、今委員が御指摘の四分野が選ばれているということは、その意味でも非常に時宜を得たことと理解しております。

あえて、これを超えてやってほしいことを申し上げると、冒頭に申し上げましたけれども、やはり科学技術立国としての基盤をつくってほしいということ、そして、国際経済秩序の構築、これも非常に重要な話として、経済安全保障戦略又は国家安全保障戦略における経済安全保障に関する言及の中では是非論じていただきたいと思っております。

ます。

○伊東(良)委員 今回の委員会での議論の中では、本場にこの四本柱だけでいいのか、ほかにもっと必要な分野はないのか、そういった危惧をされる議員がたくさんいらっしゃいました。この点につきましても、四分野以外の分野ということで、もし先生の方で考えがあればお聞かせいただきたいと思っています。佐橋参考人、お願いします。

○佐橋参考人 この四分野から始めるということ、それには非常に合理性があると思っております。

それに加えてというふうにいいますと、もう既に政策的措置が取られているんですが、サイバーセキュリティの強化は非常に重要だと思えますし、また科学技術の基盤強化というのも重要だと思えます。こういったことに対しても措置が取られることが望ましいとは思っておりますが、それはこの四分野の重要性を下げるものではないささかもないというふうに理解しております。

○伊東(良)委員 ありがとうございます。

それで、現在、コロナ禍において世界的なサプライチェーンの脆弱性リスクが顕在化をしているわけでありまして。政府がサプライチェーンの強靱化に取り組む意義と目的につきまして、佐橋参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○佐橋参考人 御質問ありがとうございます。

サプライチェーンは、有事によって寸断される可能性もあれば、平素からサイバー攻撃の脅威にさらされております。これは諸外国の研究を見ただければ非常にはつきりするんですが、サプライチェーンに対する攻撃というのは極めて過去数年で増加しております。ランサムウェアなんかもかなり使われております。そういった中で、サプライチェーンの強靱化というのは非常に重要だというふうに思います。

また、そもそも日本は、特定重要物資の内容はまだ特定されておりませんが、例えばレアアースを一つ取ってみても、中国に過度に依存しております。本場に過度に依存しているわけです。そし

て、その対応策としては、備蓄だとか都市鉱山というのがありますが、なかなか心もとないところがあります。じゃ、代替的な物資の開発ということになります。これは、民間企業も努力をしているように思いますが、かなりの時間を要するというふうに聞いております。

そう考えますと、政府と民間がやはり一丸となつて、備蓄を含めてできる限りのことを今やっいていくしかないというのがこのサプライチェーンに対する一つの答えになるのではないのかな、そして、代替的な物資の開発なども、可能であれば後押しすることが望ましいのではないかと考えます。

○伊東(良)委員 ありがとうございます。

もう一本の柱になっております基幹インフラに対するサイバー攻撃の危険性でありまして、これは実際にもう世界各地で起きているわけでありまして。基幹インフラの役割の安定的な提供に対する外部からの妨害行為を未然に防ぎ、これに対処する必要性について、佐橋参考人の御見解をお伺いしたいと思います。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

基幹インフラは本場になかなか多くの脅威にさらされておりますし、有事の場合もサイバー攻撃においても、非常に相手国に深刻な被害を与えることから、狙われやすいターゲットになるわけですから、

実際に非常にサイバー攻撃の数は近年増えていくわけですが、実例として大規模なものを挙げても、例えば、台湾のエネルギー企業、イスラエルの水道システム、ウクライナの電力施設、アメリカのパイプライン、非常に大きな基幹システムが狙われてきました。

そして、流出した、ある現状への不満が強いとされる国の部隊資料になりますけれども、そこには、世界的に使用されている貨物船や建物の空調システム、燃料ポンプを狙ったサイバー攻撃の計画が記されておりました。

ているということとは明らかであり、そして、止まった場合の経済社会への甚大な被害ということも考えても、平素から準備することが重要だと思えます。

○伊東(良)委員 政府は、四本柱の法制化に当たって、今お話がありますように、サプライチェーンの特定重要物資、あるいは基幹インフラの対象事業、事業者、あるいは重要設備、さらには特定重要技術、特許の保全審査の対象技術について、今回、法案の成立後に、政令、省令、そして基本方針、基本指針によりそれを絞り込んでいく、こうされているわけでありまして。

この点につきましてもこの委員会の中で大いに議論がなされたところでございまして、あらゆる事項を全て法律に規定することはなかなか現実的ではない中で、どこまでこうしたものを後々に絞り込んでいくかというところが出てまいりました。

私もどなたもいたしませんが、法律上可能な限りこれは明確化をしていただいた上で下位法令等への委任事項を設けておりますけれども、これは一面やむを得ないところであるのは仕方ないのでありますけれども、この妥当性についてどうお考えか、お伺いしたいと思います。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

やはり、例えば特定重要物資を一つ取ってみても、何がそれに当たるのかというのは今後の情勢次第で変化する可能性が大いにあるものです。また、例えばアメリカ、例えばEUの実例に従って選べばいい、そういうものでもないわけです。日本には日本の産業構造がございます。

そういったことを考えますと、やはり時代の状況、その時々状況に合わせて機動的に選ばれるということとは非常に重要になってくるわけです。政省令で記載がされていく、決められていく、又は政府の計画の中で決められていくということ、私は、私は理にかなっていると思っております。重要なことは、法律に何かのリストを記載して、それに縛られることで法律の目的が達成されないとい

うことを防ぐことだと、一人の国際政治学者としては思っております。

ただし、注記が必要でして、そういった例えば特定重要物資の特定とかを始めとした実際の物事の決定のときには、セクターを代表する有識者の意見がしっかりと反映される仕組みが確保されなければいけない。ここに關しては重要で、それが合理的な判断につながっていくんだというふう

に思っております。

○伊東(良)委員 用意した質問は以上なのでありますけれども、せっかく参考人があと三人いらっしゃっておりますので、村山参考人から一言ずつ、本法制についての御見解をお伺いしたいと思います。

○村山参考人 最後の、特定物資の特定に関してですけれども、これを法律で書き込むというのは私は非常に難しいと思っております。

なぜかという、法律ができるスピードと技術が進化するスピードが違ふんです。技術は日進月歩で進みますよね。法律を作るのは、何かこういうものを開いて長く議論して作るわけですよね。だから、法律の速さが技術の速さに追いつかない場合があるんです。

したがって、そこはかなり下の方で、柔軟性を持ったような体系にしないと、ちゃんとしたものが逆に特定できないんじゃないかというふうに私は考えております。

○伊東(良)委員 鈴木参考人、先ほどもすばらしいお話をいただいたところでありますけれども、基本的なお考えをお聞かせください。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

一点だけ、先ほどの佐橋参考人への質問の中で私なりに答えさせていただくものがあると思えば、一つ、この四本柱の妥当性というところだと思えます。

発を進めていく上でのセキュリティクリアランスの問題等がまた、これからの議論の枠組みに入ってくるだろうと思えますし、また、今後、経済安全保障を進めていく上での技術開発、とりわけ、これも議論の中に出てきました防衛に関わる産業技術、こういったものをどうやって伸ばしていくのかといったこともこれからの課題になるのではないかと考えております。

○伊東(良)委員 時間ですので終わります。ありがとうございました。

四人の参考人の皆さん、本当にありがとうございました。

○上野委員長 次に、國重徹君
○國重委員 おはようございます。公明党の國重
徹です。

今日は、何かと御多用の中にもかかわらず、四名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただき、それぞれの貴重な御意見を賜りましたこと、まづもって心より感謝と御礼を申し上げます。

先生方がおっしゃるとおり、自由で開かれた経済活動、技術交流の促進と安全保障の面からの規制、このバランスが経済安保を考える上で非常に重要だと私も思っております。

この観点で、まず佐橋参考人にお伺いいたします。

私、この参考人質疑に臨むに当たって、それぞれの先生の論文等も読ませていただきました。佐橋先生は、科学技術は研究交流によって成長して成り立つ分野なんだ、このようにおっしゃってられます。

この点、AIとか自動運転、こういったことを始め、他国の方が日本よりも進んでいる分野もあります。今後、日本の競争力を維持また向上させていく観点からも、日本が他国から教わっている部分の足かせにならないようにしていく、こういった仕組みも必要かと思っています。

安全保障の面からの規制と外国人の技術者、エンジニア、また留学生の受入れなど技術交流のバ

ランスをどう図っていくべきか、先生の御見解をお伺いします。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

非常に重要な点だと思っておりまして、今後日本が科学技術の分野で世界の中で活躍していくために、例えば国際共同研究というもののいかに参画できていくかということは非常に重要なわけでありまして。そして、国際共同研究の実態を見て

も、そのハブ、中心になっているのは、米欧だけではなくて中国も含まれております。こういった交流を続けていくことは実は非常に重要なわけです。

そのためには、じゃ、何が必要なのかというふうに考えますと、やはり、例えば、技術に関する厳しい規制をもちろん全てに一律に今も導入する

わけではないわけですが、今後とも、そういった厳しい規制というものを行うところをできる限り特定して、そして、それが科学者の立場から見ても非常に明瞭になっていて、その中は確かに機械なんだ、ただ、それ以外のところは問題が

ない、これまでどおり研究ができる、基礎研究を含めてできる、そういう領域を確保していくということが非常に重要になっていくと思います。業界用語ではスモールヤード・ハイフェンスという

ふうにも言ったりもしますが、そのように、特定の領域、そこに高い壁をつくる、そうい

う発想が重要ではないかと思えます。

○國重委員　ありがとうございます。

続きまして、村山参考人にお伺いしたいと思います。

本日、お話を伺いして、その中で、先生が先ほど、戦略的不可欠性が大事なんだと。そして、戦略的不可欠性を高める上で一番重要なのが、先生は重要技術の開発支援だと考えていらっしゃるということでした。

この重要技術の開発支援に関して、今日お配りいただいたペーパーの中でも、重要技術の開発支援に関して①から④まで、シシクタンクによる重要技術の特定、協議会におけるシーズとニーズの

マッティング、経済安保重要技術育成プログラムによる予算措置、④、社会実装の流れの構築が急務なんだというところでおっしゃってられます。

これを実現していく、また適切にワークしていくに当たって、とりわけ先生が留意すべき、大事なと思われる点についてお伺いできればと思います。

○村山参考人 極めて重要なポイントでして、中国、アメリカはたくさんお金を持っていて、すごいお金をここに投じているわけですね。ところが、日本の場合はそれだけ投じられないということとは、そこで相当知恵を絞らなきゃならないということですね。

ただ、今までの日本の問題というのは、日本の企業にいい技術はありながらも、それを社会、国、それから人の安全を守るために使っていないかった、そのメカニズムがなかったということなんですよね。だから、そこを手当てするだけでも相当進歩をすると思います。

日本には民間にすごい技術

れを社会、安全保障のために使うということなんですよ。それは余りお金がかからないんですよ、基礎研究からやるわけじゃないですから。だから、そのメカニズムをまっすちゃんとした形で整備する、そこから始めるということですよ。そうすれば、そこで成功例が出てくれば、いろいろな可能性が広がっていくというふうに考えております。

○國重委員　ちよつと今日は重要技術の開発支援を中心にさせていただきます。私、対

政府質疑もさせていただきまして、その中で、サ
プライチエーンの強靱化、また基幹インフラの信
頼性、安全性の確保についてはさせていただいて
いますので、今日は少しこの技術の点を中心に質
問させていただきますと思います。

重要技術の開発支援とその活用について、私は、技術開発をどう社会実装に結びつけていくのか、また、技術開発を社会実装に結びつけるスピード感をいかに上げていくのか、このことも非

常に重要だと思っております。この点、鈴木先生も、技術開発を社会実装に結びつける重要性について度々述べております。

そこで、鈴木先生、村山先生にお伺いいたします。

技術開発と産業政策をどのように結びつけて社会実装のスピード感を上げていくべきとお考えか、これに関する見解をそれぞれ、まず鈴木先生からお伺いします。

○鈴木参考人　ありがとうございます。

技術開発と社会実装の間には、いわゆる死の谷と言われる大きな問題があります。

その問題の一つは、どういふふう^にこの技術を開発していくのかということなしに、まずは新しい技術をつくればいいんだという、技術開発のた

めの技術開発をしてしまふ、こういうことが一点、問題としてあると思います。これをなくすためには、まずは社会実装の方から計画をして、どのような技術が必要なのかという研究開発をするところとが一点。

それともう一つは、技術開発をしたんですけれども、コストが高過ぎて社会実装ができないというところでこの死の谷が現れるケースがあるんですが、これに関しては、社会実装の方にいかにし

て補助金なりいろいろな形のインセンティブを与えていくのか、そして、コストを下げていく生産

様式ですとか方法を研究開発の時点から考えていくということが重要になるんだと思います。

○村山参考人 今、鈴木参考人が死の谷というふうに言われましたけれども、そこなんです、ポイント。それをいかにして乗り越えるか。

私は、それを乗り越えるのはプロジェクトマネジャーの力だと思います。最初から最後まで見るマネジャーがいて、そこをうまく研究開発から社会へ技術移転する。そこにプロジェクトマネジャーが活躍する場があるわけです。

ところが、残念ながら、日本はそういう人材が

余りいいなし、社会的な地位もないわけです。だから、今度の育成プログラムでは、是非ともプロ

ジェクトマネジャーの地位をしつかりしていただいて、これは職業として成り立つ、ちゃんと給料が払われる、そういうところにまで踏み込んでほしいんですね。

だから、人材育成も含めてそこをやらないと、いつまでたっても死の谷におっこちてしまうということになりますので、その人材を是非とも同時に育成しなければならぬというふうに私は考えております。

○國重委員 続きまして、佐橋先生にお伺いいたします。

先ほど村山先生の方も少しお答えいただいた件にも関連するかと思いますが、先端的な重要技術の研究開発を促進するためには、当然のことながら資金支援が不可欠になります。この点、経済安全保障重要技術育成プログラムとして、令和三年度補正予算で二千五百億円が計上されまして、将来的には五千億円規模を政府は目指しています。

一方で、米中について見ると、米国は、例えば半導体だけを見ても、半導体の生産、研究開発に約六兆円の投資を計画しています。中国は、半導体関連技術に五兆円以上の投資をしています。これにとどまらず、米中国は先端技術の研究開発について巨額の投資をしています。

このように資金力に大きな差がある中で、どのような戦略的視点を持って経済安全保障重要技術育成プログラムの研究開発、こういったものを進めていくべきとお考えか、お伺いします。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

今委員がおっしゃったように、他国に比べると、特にアメリカ、中国に比べると、明らかに規模が小さいとは言わざるを得ないというふうに思っています。ですので、私が一研究者として申し上げたいことは、もっと増やした方がいいんじゃないかということはあるかと思っています。

ただ、その上で、今御質問があったとおり、どうやって効率的にその大事なものを使っていくのかということになります。そのときには、やは

り、参画する研究者又は企業としつかりコミュニケーションを取っていく、そして実際にその目利きをするわけですね、そこが非常に重要になってくるというふうに思います。

そして、私は、最初のところでも申し上げましたけれども、やはりスタートアップのように様々な企業がその中に参画することがこういった有限なお金を効率的に活用するために不可欠だと思っていて、そういった仕組みがつくられることが望ましいと思います。

○國重委員 ありがとうございます。

私、冒頭で述べたとおり、やはり自由な経済と安全保障の面からの規制、このバランスをいかに図っていくかということが重要であって、できる限りこの規制というのは明確なものにして、そのために、本法案上は、基本方針、基本指針、また政省令で定めることになっていきます。それをしっかりとこの審議の中で、できるだけ明らかにするようにしてきかたつもりです。

その上で、この点に関して、先ほど佐橋先生が、私、今日、佐橋先生がどのようなこととお話しされるかというのが全く分からなかったんですけれども、先ほどお話しされた際に、重要物資の供給網に関する調査、報告について、努力義務として、罰則を設けない、設けていないです、今回の法案は、これについて適切だというふうにおっしゃったと私は理解しました。この罰則を設けていないことが適切だということについての、先生がお考えになる理由についてお伺いしたい。

また、今日、まだ井原先生に質問できていませんでしたので、この点に関しての先生の御見解もお伺いしたいと思えます。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

私は、サプライチェーンに関して、罰則をもって営業秘密を含む可能性があるような情報を企業に要求するということは好ましくないというふう考えています。

アメリカは、確かに罰則をちらつかせた例はあるんですけども、行使したことはございません

し、そもそも、そういった非常に機微なもの、これは強制的に出させることに余り意味があるとは思えません。やはりそこはむしろ、ふだんからコミュニケーションを取って、企業が自ら協力してくるような体制をつくるのが重要なのではないのかなというふうに思います。

○井原参考人 ありがとうございます。

罰則という規制は、自由な発想を当然ながら妨げるわけです。それが企業の自由な活動を制約するということに利いてくるわけで、私は、やはり自主的な、自由な議論を企業等にお任せすることが大事ではないかと。

それからもう一つは、研究者、技術者の研究現場の罰則というふうなことを見ると、非常に大きな研究の制約というのが出てくるので、ユニークな研究が生まれにくいというふうに思っています。原則、自主的に守っていくような、そういう仕組みを提起する必要があるだろうというふうに思っています。

以上でございます。

○國重委員 時間が参りましたので終わらせていただきますが、今日は四名の参考人の先生方に貴重な御意見を賜りましたこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

ありがとうございます。

○上野委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今日は、四人の参考人の皆様に貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

最初に、四人の参考人の方全員にお尋ねをしたと思っています。

官民技術協力の関係で、先ほど鈴木参考人もちよつと触れておられましたが、セキュリティ・クリアランス、適性評価制度についてお尋ねしたいと思っています。

小林大臣は、今後の検討課題の一つと答弁をしておられます。セキュリティ・クリアランス、適性評価制度については、その必要性を訴える声とともに、プライバシーの侵害や学問の自由の侵

害、また、労働者の不利益取扱いといった問題が生じるのではないのかといった懸念の声もあります。

このセキュリティ・クリアランス、適性評価制度への評価、課題について、それぞれお答えいただけないでしょうか。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

セキュリティ・クリアランスは、今回の法案が残した課題の一つであるというふうに私も理解しております。

そういった中で、このセキュリティ・クリアランスというものは、今後、国際競争や、機微技術の取扱いに関して国際的な共同開発などに入るときに、民間でも非常に有用になってくると思えます。

ただ、このときに考えなくてはいけないのは、国際的に通用する枠組みにするということでありまして、そのためには、かなり、背景調査を含めた綿密な制度設計というのが必要になってきます。

私は、もし導入するのであれば、本格的な導入、国際的に通用するものが必要であって、簡易的な形で導入するというのではなく、そういったしっかりとした制度設計にしたいと思っています。

○村山参考人 私の方は、国際共同技術開発プロジェクトにおける重要性というのをお話ししたいと思っています。

というのは、経済安全保障で、民間がある技術をいかに安全保障だとか国の安全に使うかというのは非常に重要なんですけれども、それを国際的にもやらなきゃならないと思います。そのときに、相手がセキュリティ・クリアランスが要ると言った場合、今は、政府からはいけるんですけども、民間企業はいけないんですね。だから、民間企業がいいものを持っていて、それを生かそうと思っても、セキュリティ・クリアランスをクリアできていないから参加できないということがあるといふことですね。だから、国際的にもそれ

をクリアできないと、日本の民間技術が使えない。

実は、私の場合も、そういう会議に行った場合、セキュリティクリアランスがありませんので、やはり、出てくる資料が、おまえには見せないみたいなところが結構、黒塗りの部分しか見せられないところがあるんですね。そうすると、やはり研究にも非常に支障を来すわけですから、国際的にそういうことをやるためには、やはり国際的な標準をクリアしておく必要があるかなというふうに思います。

○鈴木参考人 もう既に佐橋参考人それから村山参考人からお話しされたことと私も同意するところが多々ありますが、一つだけ。

今回の法案でシンクタンクの設立が議論されておりますけれども、こういったところでの情報収集、そして、例えばアメリカでいうとランドですとかエロススペース・コーポレーションといった、こうした政府にかなり近い政策提言をするシンクタンクも、やはりセキュリティクリアランスを持つことによって政府との情報交換ですとかそういったことを行っていて、それが結果的に政策提言につながっているというようなこともありまますので、その点も含めてセキュリティクリアランスの問題というのは考えていくべきではないかというふうに考えております。

○井原参考人 私は、原則反対でございます。

人権に関わるわけですが、当人だけではなくて、その背後に連なる関係者たちにも大きな影響を与えます。

これは、御承知のように、企業と共同研究しているときに、特許で関わるようなそういう研究をするときに、隣にいる人とも口が利けないような、そういう環境というのは幾らでも、現状でもあるんですね。面白いというのはおかしな発言ですが、ドクター論文の審査のときに、白紙になっているんですよ。そういうので、何が学問、あるいは、その分野の研究が進むんだらうかと。これまでも、かなり際どい議論をしながらやっ

てきたわけですね。だから、今ここで力と力というふうな形でこれを進めようとする、どうしてもこういう問題で規制をしなきゃいけないという形になるので、私は、そうじゃなくて、国際協調的なそういう精神で、研究の分野でも大いにそういうことができるだろう、技術開発の分野でも、少なくとも、そういう機微な議論にだけだけ関わったらいいかというところにもなるだろうと思います。

以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

次に、井原参考人にお尋ねをいたします。

井原参考人は科学史、技術史が御専門ということで、日本の、政府の科学技術政策の問題についてお尋ねしたいんですが、井原参考人は、大学や研究機関の研究者の七割が非正規の短期雇用の下に置かれており、政府の競争的研究費を申請するために目先の成果に追われる研究者が多数いることを指摘をしておられます。政府が社会実装を目指す研究費を乱発すれば、基礎研究がおろそかになり、研究基盤が掘り崩され、日本の基礎科学がしぼんでいくと述べておられます。

基礎研究を軽視をした政府のこの間の科学技術政策の実態、問題点についてお話を聞きたいと思えます。

○井原参考人 ありがとうございます。

実は、第三期科学技術基本計画のフォローアップをしたときに、当時の理工系大学院の海外調査、比較研究というのをやらせてもらったことがありますが、研究の基盤的なところがどれだけ大事かということで、そんな経験を持っているものですから、これはやはり、先ほどもちらつと出ていたようですが、科学技術基盤、ここを育てないと、こういう研究やこういう課題を解決してほしいんだという、そういう社会的な課題はいつぱいあると思うんですが、はい、これやって、これやってというふうな形で、うまい成果というのは基本的には生まれないだらう、そんなふうに思っています。

そういう意味では、科学技術基本計画の中で、基礎研究をどう豊かにしていくか、そのところはやはりもっと明瞭に提起しないといけないだらう。特に研究者の、今、先ほども委員が出されたように、全体の三割は常勤で、七割しか。常勤の先生がいない、物すごい多忙になっているわけですね。

だから、そういう意味で、そのところをどうやって底上げしていくかということがやはり科学技術政策の根幹になっていないといけないだらう。それが、何しろ、課題がこんなにあって、お金はこれだけつけましたから研究をやってくださいといつても、なかなか成果が上がるものではないというふうに考えております。

以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

続けて、井原参考人にお尋ねいたします。研究者の人材養成、人材育成のことですけれども、井原参考人は、科学技術の発展は、時の政府や企業等のためにのみ貢献するのではなく、人類の福祉と尊厳、人権を損なうことのない行動を研究者は求められている、協議会に囲い込み、各省庁が社会実装に向けて支援伴走する方式は人材養成にはならないと述べておられます。

この法案での官民技術協力が人材養成にならないというのはどういうことか、本来、人材養成に必要なことは何なのか、この点についてお教えください。

○井原参考人 端的に言いますと、今回話題になっている、省庁が支援伴走するというふうな形で、何しろ研究を社会的実装に持っていくというふうなけしかけている。私から見ると、お尻をたたいて、早く研究しろというふうにししか見えなくて、研究者の自発的なアイデアが、そういうところ、やはり豊かな土壌がないと、どうしても出なくなっちゃう、実りが少ないというふうなことです。

ここでちょっと野依さんの例を出させていたでいて、やはり富士山の、裾野が広ければ高いもので

が当然できてくるわけで、その裾野を、どうやって多様な裾野をつくるかということが面白い研究や先端的な研究を生み出すポイントだということに思っています。

そういうわけで、ここで強調されている、何しろ、私から見ると、尻をたたいて、早く研究せいという、そういうやり方では恐らく人材は、一つの特定の課題の研究の人材はできる、でも、それで終わりになる、私に言わせると、これは消耗品になっちゃうんじゃないか、そういう思いがしております。

以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

もう一問、井原参考人にお尋ねをいたします。特許制度の非公開の問題で、特許制度は科学や技術の発達の欠かせない制度として定着してきた、戦前の秘密特許は平和憲法になじまないとして廃止されたと述べ、法案の問題点として、特許非公開に関わる研究発表の差止め、技術開発の停滞を、配付されました資料の中でも指摘をしております。

このような特許制度の非公開の仕組みについての問題点について、補足して御説明いただくことがあれば、お願いをしたいと思います。

○井原参考人 ありがとうございます。

特許制度は、私もその資料に書いたとおり、知的財産の問題、知財の問題だけではなくて、広く文化の問題だというふうに考えているんですね。

御承知の方もいるかもしれませんが、そこに書いてあるように、アイنشユタインが冷蔵庫のある種の特許を取っていた。知っている方もおられるかもしれないが、物すごく幅の広い研究の中から、えっ、そんな実用的なことを彼は考えていたの。そういうものだと思うんですね。彼なんかそんな特許を取ったと思うのかというふうにいるわけですが、でも、研究というのはそういうものですか。

ユニークな研究や何かが生まれてくる、それを

やはり特許にして本人のプライオリティーや利益をきっちり守っていく、そのことが周りの人を励ましていく、そういう関係になっていくわけ、それをやはり、特許は即公開ということ、あつ、もう特許を取られちゃっている、じゃ、次のところをやらなきゃと。でも、それが隠されていると、そのところをやる人が出てくる。これは、戦時中、そうですね。三本か四本、並行的に同じ研究がやられていた。そういうのをつくらして競争に勝てますかという思いが私はして、やはり特許は公開が原則。

だから、よく、秘匿しなきゃいけない、僕も理解できるんですが、それはもつと違う工夫が必要だろうと。それは、企業ではそうやってずつとやられている。ノウハウをどうやって仕込むか、そういう工夫をしないで、手軽にこれと。それは、ますますそういう分野を狭くしていつちやうということになりますので。そういうふうを考えます。

以上です。

○塩川委員 ありがとうございます。

それでは、佐橋参考人にお尋ねいたします。お話の中で、基幹インフラの防護のことがございました。必要性とともに、経済団体の負担が大きいというお話がございました。

どのような負担が生じ得るのか、その点についての心配といえますか、懸念というか、現場の声なども含めて御紹介いただけないでしょうか。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

基幹インフラに関しては、結局のところ、ここに関しては事業者が負担をしなくてはいけないわけですが。もちろん、事前相談などの機会はあるわけですが。ただ、やはり一番大きい負担感というのは、じゃ、どれを使ったらいいのかわからないのが明示されていないということに尽きるんだというふうに思います。

ですが、そういったことは、結局は、事前相談の運用に関わってくるというふうに思っております、各省庁が窓口で受けるというふうに承知し

ておりますけれども、その事前相談をかなり真剣に運用していくことで負担感の軽減につながるというふうには思います。

○塩川委員 時間が参りました。ありがとうございます。

○上野委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

四名の参考人の皆様には、お忙しい中、今日はお時間をつくっていただきましたことに感謝を申し上げます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思いますけれども、まずは佐橋参考人にお伺いをしたいと思います。

この法案なんですけれども、先ほどから出てきております四つの柱がござります。サブライチエーションの強靱化、基幹インフラの安全性、信頼性の確保、そして特許出願の非公開化、官民技術協力、この四つの柱でございますが、これは人それぞれ捉え方があって思うんですが、これは人自身は、この四つの柱によって、いわゆる攻めと守りを同時両立しようとしているように感じております。

ただ、この攻めと守りをする必要が出てくるその前提条件というのは、当然ながら、守るべきものが存在していること、そして、攻めるだけの強みを持つていられることだと思っております。その観点でいいますと、先ほど参考人がおっしゃっていった、シンクタンクが重要であるとか、人材の確保が最大の課題である、また、科学技術基盤の強化、そしてインテリジェンスの重要性、こういったものに先ほど触れられておりましたので、とても私としては合点がいった内容でありました。

ただ、特にインテリジェンスについてちょっと伺いたいと思うんですが、この法案にインテリジェンスという要素というのは余り強く含まれておりません。このことに、私自身、一つの懸念を持っております。

インテリジェンス機能がしっかりとワークしない、守るべきものをつくり出せませんし、強みも生み出せない、こういったことにつながると思っておりますが、我が国の経済インテリジェンスの現状と課題、どのような御認識を持つていらっしゃるか、そして、この法案の課題としても、関連して言及いただければと思います。

○佐橋参考人 御質問ありがとうございます。経済に関わるインテリジェンス機能というのは、恐らく二つの面があると思っております。一つは、日本に対する他国からの技術窃取などを防ぐような活動を事前に察知して、それを防ぐ、又は、重要インフラや基幹インフラなどを狙ったようなそういった動き、これも事前に察知する、そういう、守るためのインテリジェンスという機能が一つござります。

ここに關しては、今後強化がされていくというふうに期待はしておりますけれども、ただ、逆に、一つだけ留意点を申し上げますれば、これはアメリカからの例になりますけれども、特定の背景、国籍や出自の背景を持つ人を狙い撃ちにしたようなプログラムというものを設けてはいけません。

アメリカではチャイナ・インドシアチブというものを司法省が行いましたけれども、恐らくこれは経済インテリジェンスの一環とすることはできると思うんですが、かなり成果は上がらなかった。むしろ特定の、これはすなわち中国系、中国のといいますが、中国系の背景を持つ人に対する差別的な動きというものを増長してしまいました。こういったことが起きないようにしっかりとした運営をしていくことが、今言ったインテリジェンスの中では必要だと思えます。

他方で、もう一つのインテリジェンスというのは、これはシンクタンク機能と重なるところがある方のインテリジェンスでして、どういった技術が必要か、どういった物資が今後必要になってくるか、こういった攻撃が例えばインフラだとか重要物資のサブライチエーションに及ぼされるのか。このインテリジェンス機能も実は日本は全然足り

ないと思っております、正直なところ、サブライチエーションに関してはシミュレーションをしてほしい、インフラに関してもリスク評価をしてほしいと申し上げましたが、どこが担っているのかもよく分からないです、こういった状況を変えていく必要は大いにあると思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いて、村山参考人にお伺いしたいと思います。

村山参考人は、先ほど、重要物資の安定供給について、多くの企業が既にBCPの一環として取り組んでいるんだということをおっしゃっていただきました。私も、前職、民間企業に勤めておりましたので、その点、よく承知しておりますし、最近も、法改正によってBCPの強化が定められましたので、より一層その取組というのは強化されている状況にあると思っております。

その上で、本法案では、政府が重要なサブライチエーションの実態調査を行うことを可能にしているんですけれども、じゃ、企業も既に自主的に取り組んでいる、その実態を政府が調査したときに、政府はどのような役割を期待されているんでしょうか。その観点から教えていただきたいと思います。

○村山参考人 BCPですけれども、どの企業も一生懸命取り組んでいるんですけれども、当然、跛行色があるわけですね。BCPの場合、通常の経済活動ではありませんが、いざというときに備えたことですので、そこにどれだけ投資を振り向けるかという問題なんです。だから、通常の経済活動にこれだけ投資をして、BCPにどれだけ投資をするかということなんです。それに対して、政府が、ある意味、補助金を与えれば、BCPへの取組がより強くできる、投資ができるということなんです。

でも、そのときに注意しなきゃいけないのは、やはり企業が一番よく知っているの、いろいろなノウハウがあるわけです。だから、政府からこういうふうによれと言つのは余りよくなくて、こ

の法案でもそうなっていると思うんですけども、企業の方から、こういうふうにするればこの業界のBCPは確保できるから、ここにもう少しお金をつけてくれたらこんなことができるんだという提案があれば、それを政府が認可する、そういう方策が望ましいんですね。

したがって、BCPだとか、いざというときに備えるためへの投資を援助する、そういう形のお金の使い方というか、それが望ましいというふうに考えます。

○浅野委員 どうもありがとうございます。

まさに私もそのとおりだと思っております。恐らく、その辺り、詳細はこれからということになりますので、そういったところに現場の声が反映されることを私も願っております。

続いての質問ですが、鈴木参考人に二問お伺いしたいと思います。

まず一問目なんですけれども、資料を拝見いたしますと、脆弱性を回避する手段、言い換えれば、依存度を低減させる手段と言ってもいいかもしれませんが、備蓄や供給の多元化や代替品の開発、サプライチェーンの強靱化、信頼できる相手との取引の重点化などを資料では例示をされておりました。そういったことの実現というのは相当な困難を伴うものだと私は考えております。

もちろん、それに向けて努力をしなければいけないんですけれども、今のBCPの話とは違って、こちらについては、安全保障のための対策ということもありますので、しっかりと、民間企業にその責任を押しつけるべきではなく、政府として一定の役割を果たすべきだと私は考えるんですけれども、この備蓄、供給の多元化や代替品の開発、サプライチェーンの強靱化、信頼できる相手との取引の重点化、こういったところに政府がどう関わっていくべきなのか、また民間と政府の連携の在り方というのはどのような形が理想なのか、そういった観点で御意見をいただきたいと思っています。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。

一つの参考になる例は、石油ショックの後に備蓄法が制定されて、石油が国家の責任の下で備蓄をされている、私の記憶が正しければ百四十日だったと思いますけれども、そういう形で、例えば、国家が備蓄の部分は担当するけれども、供給の多元化、これは、企業の様々なビジネスプラン等があるでしょうから、やはりそのことの調整をしていくための政府とビジネスの対話というのをやっていく。その中でも、やはりどこにリスクがあるのかということや、先ほど経済インテリジェンスの話がありましたけれども、経済インテリジェンスというのは、ビジネス上のリスク、これを、政府が持っている情報を可能な範囲で企業とシェアしながら、こういった形でそのリスクを回避していくかということを考えていく。

今回の法案で特定重要物資と言われるようなものについては、そうした石油の備蓄に準ずるような、こういう対処の仕方をしながら政府が対応していくということの考え方が適切なのではないかと、このように考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

私は、あと、加えて、これは今後、国会内でも議論していきたいと思いますが、やはり、在外公館ですとかジェトロですとか、既にある海外機関の有効活用、機能強化、こういった視点も大事だと思っております。また今後そういう機会がありましたら、是非御意見を伺えればと思います。

二問目なんですけれども、鈴木参考人は国会図書館の客員調査員も務められておられて、二月十七日に、国会図書館主催のセミナーでアメリカの戦略国際問題研究所のマシュー・グッドマン氏の基調講演が行われ、私もそれを拝聴させていただきました。

この中で、講師の方が最後に指摘をしたかったこととして、日本は、今回、経済安全保障の議論を進めていく上で、保護主義に陥ることなく、国内経済の開放性というものに配慮をしながらリスク対策をしなければいけない、そういった言葉がございまして、大変私も印象的で、共感をするも

のがありました。

経済の開放性というのが本法案の中に余りない概念ではないかなというふうに思っておりますけれども、我が国の現状に対して、経済の開放性という観点から御見解があれば伺いたいというふうに思います。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

先ほど御紹介されました国会図書館でのマシュー・グッドマン先生とのやり取りの中、私もよく覚えております。

あのとき開放性という言葉が使われたのは、オープンネスという英語だったと思いますけれども、やはり、日本がこれまで広く、CPTPPですとかRCEP、自由貿易を進めてきた、そういうアジアにおけるリーダーとしての役割を失ってほしくないというニュアンスが込められていたのではないかと、このように考えます。

その意味では、今回の法案の中では開放性ということが必ずしもメインではないとは思いますが、全体として自由貿易を推進するということはある程度、このように私は理解しております。ゆえに、先ほどの冒頭の陳述では、自由貿易と安全保障のバランスということが大事だということを申し上げたべさせていただきましたけれども、まさにそれは、グッドマン先生がおっしゃるような、保護主義に陥ってはならないと。つまり、どこまでが安全保障上合理的に言えるところなのか。

先ほど、佐橋参考人はスモールヤード・ハイフェンスと言いましたけれども、どこまで守るべきものというもののエリアを狭くできるか、そして、そのエリアを狭くしたところのフェンスは高くできるか、こういうことがこの法案には求められているのではないかと、このように考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

今のやり取りに関して、佐橋参考人にも御見解を伺いたいと思います。

加えて、それと併せて、日本の優位性や不可欠

性というものをこれから考えて、発揮を目指して取り組んでいく中で、やはり、これは国のリーダーシップと民間企業のリーダーシップ、あるいは教育機関のリーダーシップというものがそれぞれ存在をしたいと思います。その辺りの御認識も併せて最後にお伺いをしたいというふうに思います。

○佐橋参考人 御質問ありがとうございます。

まず第一点のマシュー・グッドマン先生のオープンネス、オープンさの指摘なんですけれども、私もそのとおりだと思います。

そして、冒頭陳述でも申し上げましたけれども、日本はやはり、経済外交、少なくとも近年は成功してきたわけです。それは、CPTPPの取組などにもよく表れているわけです。恐らく、御指摘があったような点は、まさに日本の経済安全保障の取組が悪い意味での産業政策になってほしくないということなんだというふうに思います。実際には、アメリカと中国はそうようになってしまっているわけです。ですので、恐らく、グッドマン先生は、他人が推し量るのはなんですけれども、日本だけではなくアメリカにも注文していたというように私は思います。

そして、日本の取り組むべきことは、やはりオープンネス、オープンさというものを求めて経済外交を力強く推進していくことであるし、やはり日本が戻るべきは、CPTPP、これに尽きるわけです。そこは、余り周りのほかの交渉枠組みに踊らされず、そこを追求していくべきというふうに思います。それは経済安全保障の今回の法案の内容とは全く矛盾しないというふうに思います。

二つ目の御質問が国のリーダーシップと民間の話なんですけれども、正直、やはり、民間企業の方と話したり、またいろいろ勉強しても分かるのは、国が引つ張るだけではなくて、責任も取ってほしいということに尽きるんだというふうに思います。

民間企業に負担だけを強いるのではなくて、そ

して国がリーダーシップを取っていくという形だけではなくて、やはり、民間企業に、例えば人権デューデリジェンス、ちよつと経済安保の話からすると外延ですけども、例えばそれを求めるだけではないで、国がしっかりとした方針をつくることというのは大事なわけですね。そうでないと、あつという間に相手国からの経済強要行為にまず企業が巻き込まれてしまうわけです。

ですので、国のリーダーシップとまた民間との関係性というのは、恐らく、どっちかが先導するという話じゃなくて、コストの負担、リスクの負担を共有していくということにあるのではないかと、うふうに考えます。

○浅野委員 時間が参りましたので、終わります。今日は、ありがとうございました。

○上野委員長 次に、森山浩行君。

○森山(浩)委員 先生方、今日は、参考人としておいでいただき、本当にありがとうございました。立憲民主党の森山浩行でございます。

私、大学のときのゼミナールがWTOができる前のガットでございまして、日本が自由貿易の中で大変な恩恵を受けているということを前提に考えたときに、この法案において、やはり少し、自由貿易に対するリスクというのか、こういうものが足りないのではないかと印象を持つ中で、そのような誤解も含めて、ないようにしていかなければいけないのではないかなという印象を持っています。

その上で、一つは自由貿易との関係、そしてもう一つが、日本は自由主義経済ということでございます。自由をしっかりと確保した上で、国家の安全というようなところとのバランスを取っていかなければならないわけですが、今回の経済安全保障という法案の中に、定義あるいは基本理念といったものが十分書き込まれているとは言えないということで、この委員会でも随分と大臣ともやり取りをしてまいりましたけれども、こういったものをしっかりと書くべきではないのかな、こうい

うことを思っております。

また、特定重要物資あるいは基幹インフラなどの指定に当たります。関係者の意見を聞くことという部分、これについては、当然ありますよという御答弁はあるのですが、今回の法案が出るまでの間に、いや、うちは聞かれていないよというふうな経済団体であるとか、あるいは特許関係の団体であるとか、こういうお話を聞いている中でいうと、やはり、各省が自分のところの、ふだんおつき合いをしているところのやり取りの中で組み上げてきた法案ではなく、内閣という中で特命大臣を置いて、その中で、自分たちの見える範囲でお話を聞いてきた結果が、このような形で積み上げが弱いという法案になってきたのではないかなと思っています。

広い網を粗くかけて後で考えるという姿勢についてはいかがなかなということ、この委員会の中におきましても、厚生労働省の政務三役が出てきて、特定重要物資と連呼していました。特定重要物資ということ自体が入っていないというふうな状況のまま、法案が通つてからそれぞれが考えるというふうなことになることについては、危惧を覚えています。

それぞれの先生方、四人の先生方にお聞きをしたいのですが、一つは自由貿易との関係、そしてもう一つは、予見可能性を高めるためにも、いかに指定に対して事前の相談をしていくか、これは明確に書き込んでいくべきではないかなというふうな思っていますけれども、いかがお考えでしょうか。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

まず、自由貿易についてですけれども、全く委員と認識は同じでして、日本という国の繁栄を維持していくためには、この自由貿易体制、これを維持していく必要があります。

むしろ、この経済安全保障的な問題意識が世界に蔓延する中で、若干、自由貿易体制に厳しい状況、風が吹いているのは間違いないわけですね。ですので、私は、経済外交が、大きな意味での国

家安全保障戦略の中でしっかりと位置づけられるべきだというふうな個人的に思っておりますし、今回の取組に限らず、経済安全保障に関する施策の中では、自由貿易との両立、これが非常に重要になってくるというふうな思いがあります。

また、自由主義との関連でいえば、今回の法律には直接の記載はないですけれども、憲法、国際人権法、こういったものにのつた対応がされるというふうには思っておりますし、当然だろうと思います。

その上で、自由な商業活動を行っているはずの業界とのコミュニケーションが少ないのではないかと、今、二つの御質問なんですけれども、確かに、今後、そこは非常に大きな課題だというふうな私自身も思っております。もちろん、仄聞しているだけなんです。

ですが、法案には、十分そのための仕組みというものは書かれているというふうには理解しております。問題は運用だというふうな思いです。その運用が、例えば、インフラであれば事前相談とかいろいろございすけれども、その運用のところであつては各省庁がどこまできちんとできるか。ただ、ここはコミュニケーションが重要だということ、常に政府が、政権が、政策として明示していくということ、担保していくしかないんじゃないかなというふうには思っています。

○村山参考人 まず、第一点ですけれども、自由貿易、自由競争、これは日本の要ですね。アメリカと中国との違ふところというのは、アメリカにしても中国にしても、国内のマーケットは大きいですが、閉じてもある程度やっています。ところが、日本は、閉じたらもう終わりになると思います。したがって、ここは開放性というの第一に考えなきゃならないところなんですね。

したがって、経済安保のところ、自律性と不可欠性という二つの言葉があるんですけれども、私は、不可欠性の方が重要というふうな考えるのはそういうところなんですね。だから、連携する

中で、日本が不可欠であると。自律性となると、関係は断たれても我々で回せるようにしておこうということですので、どうしても保護主義に陥りやすい考え方なんです。だから、どちらかというと、不可欠性を重視した方が日本はうまくいけるんじゃないかというふうには私は考えております。

それから、この経済安保に関して、官民連携が新しいステージに入ったというふうには私は考えております。ここですっきりと話し合わない駄目なんです。じつくりと話し合つて、経済と安全保障を切り分けて、うまくそこで線引きをして、両方とも満足できるようなところを探っていく、そういう作業ですね。

これはアドホックな対応じゃ駄目で、私は組織をつくるべきだと思います。官民の新たな組織をつくつて、そこで、そういう問題があつたら、各業界ごとにそういうことが組織的にできるような、そういう形にこれから持っていかなきゃならないと思います。私はそれを建設的官民連携と言っているんですけれども、そういうステージに入ったというふうな考えております。

○鈴木参考人 ありがとうございます。自由貿易との関係については、もう既に冒頭陳述のところ申し上げたところではありますけれども、現在、やはり自由貿易の在り方というのが非常に大きなチャレンジを受けている。それは、トランプ政権のときに、アメリカがTPPから離脱するですとか、またWTOの上級委員を任命しないといったような形で、現在、自由貿易の在り方そのものが問われている。

そういう時代にある中で、先ほど村山参考人からもありましたとおり、日本は、やはり貿易立国として生きていかなければならない。そういう中で、いかにして、自由貿易を進めるリーダーシップを取りながら同時に経済安全保障を確立していくか。やはり、これは非常に難しいタスクだとは思いますが、ここを目指していくためには、いろいろな難しい問題はありますけれども、

今回の法案を通して、その中で安定した運用をしていくことが大事だろうと思います。

今の点にも関しまして、二点目なんですけれども、各業界との事前の相談に関わる問題として、今回は、そういう非常に難しいテーマを扱っていることであり、かつ、非常に新しいのは、これから起こり得ることを予防する、つまり、将来に起こり得る様々なリスクに対応するための法律であるというところがなかなか難しいところで、今、現状の事業をやっている方々、そういう方々の現在抱えている問題よりも、将来どうなるかということを考えなければいけないので。

今回、いかにして現在と未来という時間軸のずれを政府と民間の間ですり合わせていくのかというのが、この法案を作成する段階の話だけではなくて、今後、やはり運用していく段階でも非常に問われるところかなというふうに考えます。

○井原参考人 ありがとうございます。

私は、経済制裁というふうな形はやはり一つの力、力と力だ。現状、今、ウクライナの問題でも、経済制裁ということで、もつと危険が迫るような、そういうことも起こり得ると。したがって、この問題は、やはり力と力から抜け出した形での工夫が必要だろう、それが恐らく自由貿易や自由主義ということだろうと思うんですが、我々は既に平和的な経験で国際的な商習慣を築いてきているわけで、それをやはりもう一度見直しながら、どうあるべきかというのを今冷静に考えておく必要があるだろう。今、行け行けどんどんで厳しめな、あるいは企業を国家管理するような形の施策にならないことがやはり大事だろうと思います。

以上です。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

今日は四人さんとも研究者でいらつしやるということで、研究者の育成への影響という部分で伺いをしたいと思います。

今回のことによって、研究基盤をしつかりしなきゃいけないんだというところ、いや、むしろ

逆行するんだという両方の御意見がありました。この辺をどうお考えになっているのかということ、特許の非公開の話がありました。審査を止める形になるんですね、今回の法案では。止めるのではなくて、終えた上でそれを公開しないというふうなやり方も世界ではあります。

これは、止めてしまおうというふうなことによって負担が大きくならないか、あるいは、第一国出願義務を課すということになってくると、もう既に各企業においてはアメリカや中国に第一国出願をしているというふうな状況もある中で、日本への出願自体をもうやめてしまおうというふうなことになるんじゃないかという危惧等もあると考えています。

また、デジタルの部分については、オープンガバメントをしていく中で、台湾のオードリー・タン大臣などが中心となって、マスク、これが戦略物資になるとは思っておりませんでしたけれども、マスクの在庫について、各薬局でどのようになっているか、これを、システム自体もオープンで、市民の皆さんと一緒に、あるいはその物自体がどこにあるかということも操作できるというふうな形のシステムをつくって対応されました。

日本が布マスクを配っている間にそのようなことをされていたわけなんですけれども、こういったことについて、緊急時だから、どんな人が来るか分からないけれどもこれはいいんだというふうにお考えになるか、こういうこともやはりセキュリティーの面からはしつかり何らかの対応をした上でやっていくべきなんだというふうにお考えかということで、研究分野について伺いをしたいと思います。

○上野委員長 大変恐縮ですが、時間が迫っておりますので、ごく簡潔に、それぞれお願いをします。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

それでは、私は、最初の点、研究者の育成について、まず答えさせていただきます。

これは恐らく、今回の例えば先端技術の官民協力による開発、これで全体としての研究者育成が言ってみれば悪い影響を受けるとは思っておりません。これはただ単にパイが増えるという話です。そこで問題を私は感じておりませんし、また、これは研究者が自由に入れるという仕組みです。特に問題はないと思います。

ただ、それとは別に、やはり過去十数年、私の研究者人生と重なっているこの時期に、若手研究者の研究環境がここまで悪くなったというのは強調してもし過ぎることはなくて、私自身、本当に血のにじむような苦勞をして生きてきました。

正直、研究者であることがこんなにしんどいものだと、大学院に入った段階で、みんな思っていないわけですよ。大学院に入った学生が夢を持てて、キャリア形成のビジョンが持てるようにしていただきたい。そして、ちゃんと家が買える、子供をつくれる、家族を持てる、パートナーがつかれる、そういうふうな状況に持っていってほしい。そうならないのがやはり研究者育成の全体的な問題で、そこに関しては、今回の経済安全保障政策とは違いますが、しっかりと御留意いただきたいというふうに思います。

○村山参考人 私も、自由な研究という面からコメントさせていただきます。

今度の経済安全保障法案が自由な研究を阻害するというふうには考えておりません。むしろこの辺りは、政府というよりも大学に責任があるというふうには思っております。

我々、大学にいて、軍事研究は駄目とか言われても、非常に幅広いんです。例えば人間の安全保障に関する研究も駄目なんでしょうかという話になるわけですよ。だから、そのお題だけ掲げて、具体策まで全く大学が落とし込んでいないんです。だから、どこまでよくてどこまで駄目なのかというのは、どこも分からないですよ。

だから、そこは大学の怠慢で、そこをしつかりと決めていかないと駄目なんです。そうでないと学問の自由は保障されないですよ。だから、

私は、ここは大学の責任が大だというふうに考えております。

○鈴木参考人 時間も限られていますので、一点だけ。

先ほどの佐橋参考人の意見、全く私も同じでありまして、理系だけではなく、文系の大学院、また研究者も非常に苦勞しているということです。

それと、御質問の中にありました緊急時に、どうするかという話なんですけれども、経済安全保障の話にしても、緊急時のシステムを構築するという話にしても、いずれもやはり重要になってくるのは、何のためにこれをするのかということだと思います。

つまり、経済安全保障、国民の安全保障を経済的な手段で到達する、実現するというためであれば、こうした緊急時においての様々な調整、何を大事にするのかということを考えながら、役所的にとりかかると、機械的にルールを押しつけるのではなくて、そうした柔軟な運用の仕方もあるだろうというふうには考えております。

○井原参考人 経済安保の中で若手研究者やあるいは特定の技術者を育てていくということで、そこに経費が集中すると、一般的な研究基盤が、予算はパイが決まっていますから、低下していくというのはいまもう明らかなことなので、そういう意味で、私は、先ほども言った研究基盤を強くしていくというのは、まずそっちの方が基本であるというふうには考えております。

以上です。

○森山(浩)委員 ありがとうございます。

○上野委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

先生方、本当に刺激的なお話をありがとうございます。本当に勉強になりましたし、たくさん伺いたいです。ありがとうございます。ちよつと時間の関係で、今日は佐橋参考人、鈴木参考人を中心に伺いたいと思います。

まず、今日は罰則の話はするつもりはなかった

んですが、國重委員が佐橋参考人にちよつと御質問されたので改めて申し上げますが、國重さんは、とにかくこの議論はするべきじゃない、罰則の議論は、もう落としたんだから検討の余地がないんだ、こうおっしゃっているんですよ。

私は、先ほどまさに佐橋参考人がおっしゃったように、アメリカでは、ちらつかせるとおっしゃったけれども、いろいろな議論はあるんですね、この罰則の議論は。例えば日本でも、統計法でさえ罰則があるわけです。基幹統計を実効たらしめるために罰則があるわけです。コロナにあつては、飲食店に罰則つきで要請しているわけです。

だから、私は、この議論、この経済安全保障というものをどういうふうに実効たらしめていくか、特に、まさに今日議論があつた、安全保障上重大な利益というのはどこなんだということをぎりぎりやっていく。日本は自由主義、民主主義、自由主義経済ですから、中国や北朝鮮やロシアのフロント企業だつてたくさんいます。

私は、どういうふうはこの制度を実効たらしめていくかについて、たまたま今罰則が議論になっているんですが、その議論を排除するべきではない。この法案は、私は賛成ですよ。この法案は賛成なんだけれども、議論を止める必要はないと思うんです。政府内でも議論があつたけれども、もう議論したくないと言っているんです。

議論はあつていいと私は思いますけれども、参考人、どうですか。佐橋参考人。

○佐橋参考人 足立委員、ありがとうございます。

サプライチェーンに関するところでの協力に関する罰則については、私はそれは望ましくないと思つています。その理由は、やはりそれを求めることが余りにも酷過ぎるということに多分尽きるんだと思います。

民間企業にはかなりの営業秘密というのが存在して、又は、相手の企業もある中でサプライチェーンというのを組んでいるわけです。そし

て、その民間企業、今回、それで含まれる会社の数というのは物すごい多いわけですね。そこに罰則という強制力を働かせて、言つてみれば開示を要求していくというのは、それはかなり強引なやり方ではないかというふうに思つておりますので、それよりは、やはり自発的な協力を促していく方がむしろ効果がある。それが、今日ずっとテーマになつていいる官民のコミュニケーションを取る上でも非常に重要ではないかというふうに思います。

○足立委員 鈴木参考人、これは本当に、日本はこういうことを大変遠慮しがちになるわけですが、しっかりと手続を踏んで、統計法だつて手続を踏んでやるわけです。手続を踏んだ上で、でも、最後、要は、発動しなくていいんです、抜かなくてもいいんです。抜かなくても、佐橋参考人も、ちらつかせるとおっしゃった。私は、この議論、まさに自由主義社会においてどのように政府が国益を確保していくかということについて、ぎりぎりの議論は続けていくべきだ、議論は続けていくべきだと思つていますが、いかがですか。

○鈴木参考人 ありがとうございます。これは、先ほど佐橋参考人がおっしゃったように、政府と民間企業の問題だとは思つて、すけれども、一つはやはり、どういう責任の役割分担があるのかということを考えておく必要はあるかなというふうに思います。

やはり、安全保障上の利益として、政府は安全保障を確保することに責任があり、また、経済的な、日本の経済を活性化させるという責任が企業の方にはあるんだと思つてます。この両者が対立しているか摩擦を起こすところで、その摩擦をいかに軽減していくかというのは、まずコミュニケーションが非常に重要だというふうには思つてますし、その際に罰則を用いるかどうかということであると、コミュニケーションを妨げるような形ではないアプローチの仕方があるだろうと思つてます。

私、一つ参考になると思つていのは、アメリカ

力が今回、TSMC、台湾の半導体メーカーの工場を誘致するときに、サプライチェーンについて教えるというふうなことを、ざっくり言うと、そういうような話をしたところ、TSMCの方は、そんなことには答えられない、営業秘密がたぶんあるんだというふうな話をしたんですね。このところで、アメリカ政府はTSMCに対して補助金を出す、で、その補助金をもらわないというか、罰則というよりは、例えば補助金とか、そういったインセンティブを得たいかどうかといううなところで政府と民間企業の間コミュニケーションがなされていたというのは、一つの参考になるのかなというふうに思います。

○足立委員 ありがとうございます。大変貴重な御指摘、佐橋参考人も含めて、ありがとうございます。

私たちは、私は、あるいは日本維新の会は、決してそういう罰則だけを議論しているわけじゃなくて、議論のきっかけは、公明党が罰則を落とせというところで事前審査で落とさせたことがきっかけになつていますが、ただ、今まさに鈴木参考人がおっしゃったように、手法はいろいろある。しかし、いづれにせよ、官民のコミュニケーションが、要は法益があるわけですから、この法益を実現するために、それを実効たらしめるための方策について議論を続けるべきだということ、多分御異論はないと思つてますが、私はそういう主張を訴えていきたいと思つています。

あとは、本当は時間があつたら村山参考人にも伺いたんですが、トランプ大統領の話がよく出ます。済みません、時間がないので、若い先生方にちよつと。先生、また後ほど、別途伺いたしたいと思います。

トランプ大統領が何かトリガーを引いてこうなつていみたいに言う人がいるんですが、トランプ大統領はこの時代の流れに向き合つただけであつて、トランプ大統領が替わつても、事態はむしろどんどんその流れで進んでいるわけですね。じゃ、まさに私たちが相互依存は平和につながる

と思つていた時代から、まさに先ほど佐橋先生がおっしゃった相互依存の武器化、ここにフェーズががんと変わつてきたのは一体いつ頃なのか、それは何がドライブレてきたのか、御見識があれば教えてください。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

私、それについては本当の専門の専門でして、話そうと思えば今から三時間ぐらいしゃべれるんですけれども。

いつぐらいからかという、それは実はトランプ政権ではありません。例えば、オバマ政権のときにも技術流出、これはサイバー攻撃が膨大な額の技術流出を引き起こしていたんですけれども、それについての問題意識というのは非常にはつきり出ていました。そして、アメリカ政府の政策対応というのは実はかなり始まつていたわけですね。そして、それをトランプ政権というのは加速させたにすぎないと思つてます。

何でそんなに加速したのかというと、それはやはり中国たまたきの雰囲気をとらなつた大統領が貿易問題でつくつたからということに尽きるわけですが、実際には、政府一丸となつた、全省庁的なアプローチというふうによくアメリカでは言いますけれども、という形で、どちらかというと官主導で、こういった問題、技術の問題、中国の問題への意識が高まつてきたというふうに考えています。

何か一つがトリガーになつたというよりは、やはりこの十年、ゆつくりと進んできたというふうには思っています。

○鈴木参考人 まさに今、佐橋参考人がおっしゃったように、今同僚として一緒にこういうことを研究しておりますので、私も、この問題、いろいろ考えております。

一つは、相互依存が平和をもたらすというのは、これは、一九三三年にノーマン・エンジェルという人がノーベル平和賞をもらつたんですねけれども、その年に、まさに第二次世界大戦のきっかけが始まつていく。相互依存がこれまで平和をも

たらずと考えられてきたのは、第二次大戦後、長い間、西側諸国で自由貿易をやってきたところとかが大きかったのではないかと。もちろん、途上国ですとか非同盟諸国、たくさんありましたけれども、しかし、中心になっていたのはアメリカ、日本、ヨーロッパ、カナダ、これらの国々だったの、やはり、同じく、価値や規範を共有する国々が自由貿易の中心にいたところが大きかった。逆に言うと、価値が異なる東側の国々というのはその中に入っていなかったわけですね。

ところが、冷戦が終わって、そうした価値や規範を共有していない国々、とりわけ中国ですとかロシアといった、かつて、まあ今でも共産党が支配しているような国、こういうところが入ってきたことによって、自由貿易と価値や規範が一致しなくなってきたというところに大きな原因があるというふうに私は考えています。

そこから先は、まさに今、佐橋参考人がおっしゃったように、やはりトランプ大統領の前からそういった状況は、もう二〇一一年に中国が入ったときから変化は生まれてきていると思うんですが、そのときは中国の方が価値や規範を共有するだろうという期待があったわけですが、それがどうもうまくいかないということが分かってきたのがここ数年、とりわけトランプ大統領の時期だったのではないかとこのように考えます。

○足立委員 ありがとうございます。

鈴木参考人が、今日、経済安保と自由貿易というところで資料もつけていただいて、大変分かりやすい御説明でありましたが、かつ、その場合に、先ほどあった、重大な利益はどこか。佐橋先生もおっしゃった。それは本当に大事だと思うんですけども、日本は欧米と比べてとにかくエネルギーと食料が弱いわけですね。両方弱い国というのはなかなか大国では少ない。だから、アメリカは両方持っている、ヨーロッパはエネルギーが弱い、食料は持っている、日本は両方持っていない、こういう中で、本当にこの分野、自由貿易との関係、特に食料とエネルギーって一体どうして

いったらいいのか。

大陸国家と私は呼んでいます、中口はなかなか厳しいので、海洋国家イギリス、かつての英連邦、豪州、インド、まあ、台湾はあれですけども、海洋国家ネットワークと私たちは言っています、一定のそういう貿易の体制を準備ブロック的につくっていくしかない、こう思っています、まず、鈴木先生、ちよつとお願いします。

○鈴木参考人 ありがとうございます。

まさに今、足立議員がおっしゃられるように、日本は大陸国家ではないので、貿易によってそうした食料、エネルギーというのを確保する以外に方法がないということです。どんなに頑張っても、どんなに掘っても石油が出てくるわけではありませんので、そういう意味では、それを前提に我々は国家戦略を考えていく必要がありますし、安全保障を考えていかなければならないというふうに思います。

そのためのネットワークとして、海洋国家ネットワーク、一つの方法だとは思いますが、同時に、やはり、産油国ですとか、エネルギー、食料を生産している国々との関係をいかに安定的にしていけるのか、これを考えつつ、また、備蓄ですとか供給元の多元化、こうしたことでリスクを分散していくという、こういう方法しか日本には残されていないのではないかとこのように考えます。

○足立委員 あと一、二分。

佐橋参考人、人材ということをおっしゃって、日本はあらゆる分野で今人材不足でありまして、政界もなかなか、あつ、政界は立派な人材がたくさんいらっしゃると思いますが、あらゆる組織、団体がこれは苦労しています。

だから、是非この人材という視点はこれからもしっかり取り上げていきたいと思いますが、シンクタンク、注目されていますね。一方で、私たち、インテリジェンスが大事だと。アメリカなんかを見ていると、その辺の人材が入り組んで、インテリジェンスなんてその辺にいるわけですね。だから、そういうインテリジェンス人材、シン

クタンクとおっしゃった、そういう人材、その辺のイメージというのか、どうやって育てていったらいいのか。あるいは、その辺の人材、かぶっているのか、かぶっていないのか。ちよつと御見識をお願いします。

○佐橋参考人 足立委員、ありがとうございます。

非常に重要な御指摘でして、実のところ、一番大事なものは、先ほど申し上げたとおり、できる限りいい条件で若手を雇用していくことが、夢を持てるということ、若手が入ってくるということにつながるんですが、もう一つ重要な点を最後に申し上げたいのは、やはり世界が本場に知識経済化しているということです。

既に、例えば欧米では、修士号を持つことは、修士号です、修士号を持つことが専門的職業の前提になっているわけですね。日本は果たしてどうかという、そうならない。博士なんてほとんどいない。やはりこういう状況はよろしくないんだと思います。

ですので、まずは大学院を修了して、社会科学であれ人文系であれ、又はもちろん理系です、こういう人たちがどんどん増えて、その人たちが、シンクタンクであれインテリジェンスであれ、しっかりと活用していくという状況が望ましいというふうに思っております。

○足立委員 大変貴重な御意見ありがとうございます。

○上野委員長 次に、緒方林太郎君。

○緒方委員 今日、参考人、十五分よろしくお願いを申し上げます。

もう私が長々話すことは適当でないと思いますので、先生方に意見の開陳を求めたいと思います。まず、経済安全保障という言葉なんですけれども、経済安全保障という言葉が何を意味しているかということについて、この委員会でもいろいろな議論がありました。

それぞれの先生方に、経済安全保障というものは、それぞれの先生方がどういうものであるとお

考えかということについて、簡潔にお話をいただければと思います。先生方、よろしく御願い申し上げます。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

経済安全保障というのをどう定義すればいいのかというのは確かに難しい話です、また、私が冒頭申し上げたとおり、一つの定義ということがなじまないのも事実であります。

ただ、何から、何を、何で守るかというときに、何を守るか、ここに例えば経済的繁栄が入っている。これは国民の生命財産、財産と経済的繁栄が入っているということは重要ですが、特に経済安全保障を考えるとときに重要なのは、何で守るか、又は何から守るか、このときに経済の要素が非常に強くなっているという現実であるというふうに思います。

すなわち、他国が経済力を使って圧力をかけてくる、こういったものから私たちの自由な経済活動を守る、又は科学技術の開発を守る、そういうことになるわけで、一言で何かを言うことはできないんですけれども、経済、ここには科学技術が入るわけですが、そういった要素が伝統的な安全保障と言われている軍事に加えて登場してきている、そういうふうに考えております。

○村山参考人 私の定義は非常に簡単でして、経済と安全保障が重なっている分野ということで。もう少し言うと、安全保障のレンズを通して見たら経済がどう見えるかということなんです。

一番それが重なっているのが技術分野なので、私がやってきたのは、技術分野でそれがどう重なっているかというのを議論してきたということです。ところが、今、経済安全保障で非常に範囲が広がってきています、議論するのが難しくなっています。

したがって、我々研究者の間ではどういうふうになっているかという、経済安全保障とかさばかっているけれども、その中の何を話しているのかをできるだけ詳しくというところで落とし込んで、それで議論しようということなんです。

例えば、今法案に出ているインフラ防御のところというのは、経済安全保障であって、インフラ防御の問題で、サイバーセキュリティの問題で、新しい機器を買うときの問題だ、そこまで落として議論しようという。

だから、そういうふう整理していかないと、経済安全保障はどんどんどんどん曖昧になって広がって、おかしいことになってしまふので、そういう方向が私は望ましいというふうに考えております。

○鈴木参考人 もう今、村山参考人また佐橋参考人からお話が あったように、やはり経済安全保障はどんどん大きなコンセプトになってきていると思いますが、この言葉が外国でどう使われているかというのを考えてみますと、実は、英語でもフランス語でもドイツ語でも、エコノミックセキュリティとかという言葉はあまりまだ定着していません。

つまり、経済安全保障という言葉は、先ほど村山先生がおっしゃったように、サブライチエーションの強靱化ですとか基幹インフラの防護ですとか、そういう個別の問題で扱われていて、経済安全保障というくくりになっていないんですね。

これを外国の研究者なんかと議論をするときに、日本は経済安全保障だということに私が説明しているのは、これは日本の今置かれている立場、特に、外国が経済的な手段を使って攻撃的に圧力をかけてくる、今日の私の冒頭陳述ではエコノミック・ステートクラフトと申しましたが、エコノミック・ステートクラフトをしかけてくるのに対して、それに対して守ることがセキュリティという点である、こういうニュアンスが強いから、経済安全保障、この安全保障というのが一つの価値という点基礎になって、自分たちの国を守る、経済的な手段による攻撃に対して守っていくんだということが経済安全保障なんだというふうに説明をするようにしております。

○井原参考人 私は、先ほどから申し上げているように、これ自体が問題ですが、自由貿易主義あ

るいは国際協調主義というふうな観点から経済を見ていくということがとても必要で、力と力というふうな形で見ていくと、非常に、このところを強くしなきゃ、ここを強くしなきゃという、軍事の問題とかいろいろ出てくるわけで、当然、多様な問題が含まれているからそうなるわけですね。この法案自身がそもそもそのことを定義できていない。

多分、経過を見ながら内容も固まってくいんだらう、そういう形になっていくと思うので、やはり真剣にそこそこを検討しなきゃいけないという問題だと考えております。

○緒方委員 ありがとうございます。非常に参考になりました。

続きまして、村山先生にお伺いをさせていただきます。先生、技術の共同研究とかそういうところに非常に重きを置いた陳述をしておられたということで、お伺いさせていただきます。

私、これから、様々な技術開発とかにおいて、デュアルユースの重要性というのが物すごくあると思っております。例えばイスラエルという国に行ってみると、イスラエルの企業で今すごく伸びてきているのは、元軍のOBの方が汎用品の技術をうまく使って経済が発展していつているというか、そういうことが非常に多いわけですから、私も、今回、特定重要技術ということをやっているものの出口にすごく関心があつて、やはりデュアルユースのものを、民間企業の、ちよつと言ひ方はけすですけども、飯の種というふうなことに近づけていくようなことはとても重要ではないかと思うんですが、先生の御見解をお伺いできればと思います。

○村山参考人 デュアルユースに関しては、この法案というよりも、恐らく国家安全保障戦略の方で議論すべきだとは思っています。これは実は、非常に残念なことは、日本が非常に競争力があるのはデュアルユースの部分なんです。材料分野とか部品分野とか、これが非常に

に日本は競争力が高いわけですね。ところが、残念ながら、それは今まで経済、ビジネスのためにしか使われていなかったということなんです。

だから、それを何とか安全保障の方にも引っ張っていく必要があるということ、そういう意味で、官民連携の枠組みというのが非常に重要になるというふうに考えております。

したがって、この分野というのが、ある意味、現場でさえも余り知られていなかった。特に、中小企業というのは非常にいい技術があるんですけども、それで商売することしか考えていないわけですから、そういう技術がこれから非常に必要になるし、これが日本の国力の向上につながるというふうに私は考えております。

○緒方委員 ありがとうございます。

次、佐橋先生にお伺いさせていただきます。経済安全保障はいろいろな定義があると思うんですけども、一つ、今回の法案で取り上げられていないものの中に、諸外国の人権侵害のようなものに対して経済的な分野からどう対応していくか、場合によっては、外為法の改正などを含めた制裁法制度の強化みたいな話があると思うんですけども、先生、いかがお考えでありますでしょうか。

○佐橋参考人 ありがとうございます。痛ましい人権侵害というのは、今も世界で続いております。こういった人権侵害を是正するためには取組を進めていくことは極めて重要だということに思っています。そして、これは、望ましい国際秩序をつくるという意味では、外交戦略の基盤に置かれるべきだと思っております。これを経済安全保障の中に定義又は目的として入れるべきかというのとはまた別の問題だということには思っています。

もちろん、人権侵害が行われている国への依存、例えばサブライチエーションの見直し、こういうことをしなければ日本の経済活動が脅かされると

いうことになったら、経済安全保障に含めてもいいのかもしれませんが、ただ、他国の人権状況を改善させる、そういうメッセージを出すということ自体は、本来は人権外交というくくりでございまして、それはそれとして、しっかりと推進していただきたいというふうには思っております。

○緒方委員 この件、鈴木先生も是非一言いただければと思います。

○鈴木参考人 人権外交ですとか人権侵害に関する問題というのは、先ほど私の冒頭陳述で申しましたエコノミック・ステートクラフト、つまり、ある種の価値観を他国に強要する、こういう問題に関わってくるのだらうと思います。

これを日本でやろうとすると、現在の外為法では、外為法の場合、日本の仕組みとしては、他国に対して何らかの制裁的な措置を取ることがなかなか難しい。国際協力、十条、四十八条という形で対応せざるを得ないので、国際協力が中心になっていく。

そういう意味では、日本の価値を何らかの形で、経済的、外交的に表現するというのができないということ、この点は多分今後の議論になると思うんですけども、恐らく、まずは、外国がそういう人権外交も含めて日本に対して何らかの圧力をかける場合と、そして、日本が何らかの達成したいそういった政治的目標を達成するための手段を用意すること、この二つを、多分違うことだとは思っているのではないかと思います。

○緒方委員 そして、多分これが最後の質問になると思いますが、今上がっている法律だけが経済安全保障ではなくて、まだまだこれから先があるのであるというのが政府のポジションなんですか、先生方、お四方にお伺いさせていただきたいのが、現状の状況を踏まえ、今後、経済安全保障として、今取り組んでいるものにプラスアルファで入れていくものというのはどういうものがあり得るのかということについて、先生たちから御答弁いただ

ければと思います。

○佐橋参考人 ありがとうございます。

一つは、セキュリティクリアランス、これを国際的に通用する枠組みにしておくことが非常に重要だというふうに思います。

そして二つ目が、恐らくほかの参考人からは余り出てこないかなと思って、つけ加えておきますと、他国の経済安全保障に関わるような施策の支援ですね。協調というのほもちろんあるんですけども、施策の支援も、これは恐らく、今後、取組の中に入れていく必要があるのかなというふうには思っています。

その辺りは、法案というよりは政策的対応ということにはなると思うんですけども、経済インテリジェンスとか防衛産業の位置づけとか、そこを含めて、国家安全保障戦略なり大きな計画の中で定めていって、構想して、議論していったきたいというふうに思います。

○村山参考人 一つはサプライチェーンの強化なんですけれども、これは一国でできることではないというふうに私考えております。これから、信頼できる国との間でどういう形で強靱なサプライチェーンをつくっていくかという視点が非常に重要になると思いますので、そういう視点ですよね。

それともう一つが、まさに経済安全保障の本丸は、私は、国家安全保障戦略の中にどういうふうな位置づけるか、そこに懸かっていると思います。経済安全保障的な発想を生かして防衛産業技術基盤をいかにして強化するか、これをどういうふうな国家安全保障戦略の中に書き込むかというのが、私は最も重要なポイントだというふうに思っております。

○鈴木参考人 今、佐橋参考人、村山参考人から話があった内容に全く同意するんですけども、それにつけ加えて考えますと、これからやはりアメリカを中心に、今、インド太平洋経済枠組みというのが議論されております。これは、これまでの自由貿易の仕組み、TPPを含めたこういった

ものと二段重ねですね。これらの自由貿易の上に、新たなルールづくり、新たな基準づくり、こういったことを進めていく枠組みとして、技術開発と、そして、それに基づく、日本又は日本と友好国の間でこうした技術的なリーダーシップを取っていくこと、これが経済安全保障の鍵になるのではないかと考えております。

○井原参考人 ありがとうございます。

私は、今回の法案について大きな疑問を持っておりまして、これに何をつけ加えたいのかということについてのお答えは困難でございます。

以上です。

○緒方委員 少し早くなりましたけれども、終えさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○上野委員長 次に、大石あきこ君。

○大石委員 ありがとうございます。れいわ新選組の大石あきこです。

参考人の皆様、よろしく願います。

今、本当に激動の国際情勢で、それはウクライナをめぐることもそうですけれども、いろいろ、中国とアメリカで世界戦争が起きちゃうんじゃないかと、第三次世界大戦が起きるんじゃないかと、核戦争が起きちゃうんじゃないか、そういう心配に今この世界が包まれている中で、こういった法案の議論もされているんだと思います。

佐橋先生が冒頭に、そういう情勢とおっしゃっていて、拡張主義という言葉も出されています。私は、こういった拡張主義とか、あるいは激しい市場の競争、そういったことを自制を促していくことが求められているんじゃないかな、そういう立場で御質問したいと思います。

これが私は、さきの第二次大戦の血の教訓じゃないのかなと思っています。だから、今、世界全体がすごく危ない方向に行っていて、私自身もすごく怖いです。だから、危ない方向に行ったらあかんと、そういうことを求めていくのが、今、この日本の政府の役割じゃないかな、私はそのよう

に思います。

この法案を考えるに、拡張主義への自制を促すとか、激しい市場競争をみんなでやめていくとか、そういう方向じゃなく、激しい市場競争ありきで、日本もしたたかにいくんだとか、中国は信頼できない国だから依存度を下げていくんだとか、これはこれで、現実味あるのかなと、すごく疑問に思っています。

先ほどからも、日本は資源を掘っても出てきませんからとおっしゃっていた先生もいらつしやいます。実際、たつた一つの例ですけども、蓄電池の原料で黒鉛一つ取っても、世界の中国のシェアが六二％、日本は中国への輸入依存度は九二％、これを何とか脱却できるのかな、それが本当に現実論なんですか。しかも、政府が関与しちゃうまくいくのかな。自由が侵害され、戦時だからとか、経済安保だから我慢しろ、果てには罰則の議論までされる覚悟もあります。

こういうことが歴史を巻き戻すのではないかなと思つて私は非常に懸念していますし、何より、今この国に生きる国民、生活者が、この経済安保という方向性によつて逆に被害を被らないか、被る可能性が高いと私は思っているんです。

今求められている、世界中の国民ですけれども、求められているのが何かと考えたとき、私は、底辺への競争からの脱却ではないかと思つているんです。

このような方向性で、拡張主義に走り、新たな市場獲得に走り、でも、それはやればやるほど格差拡大しているんじゃないですか。

半導体の話、いっぱいこの委員会でも出てきます。でも、この半導体という産業の中で、シリコンサイクルと呼ばれているんですけども、非常に好況と不況の波が激しくて、じゃ、そのはざまで何が起きているかというと、その半導体の工場が閉鎖されたりとかで大量にリストラされる。生活者、労働者、そういうところが無視されるとい

うか見えない中で国益というお話をされている。これは、結果として生活者の安全を保障してい

るのか、逆ではないのか。もつともつと安定した雇用、世界の人々が底辺への競争から脱却できるための、各国で自制を促していく、国際競争を促していく、そういう議論が今一番必要じゃないか、日本政府にできることがあるんじゃないか、私はその思いでいっぱいなんです。

これは現実論ではないとおっしゃる方もいらつしやるかもしれないけれども、そうでもないと思うんです。例えば法人税、余りにも国際競争で下げ過ぎて、さすがに下げ過ぎたやろということ、G7などでも、法人税は全体として上げていくという話もなされているわけです。そのスビードはまだまだ緩いわけです。

世界の人々が普通に食べて、いい研究したり、安定した生活をしていくという水準で見ても、そういったことがまだまだ足りていない。だから、そういうことをまずやるべきじゃないのかな。それがどうせできないだろうということ、自衛とか、いろいろな形でやっていく。

さつき佐橋先生、比較的若い研究者の方だと思うんですけども、やはり研究者が奪われてきたというのが本当に切実だと思うんです。でも、このままの話で時流に乗って、軍事のことなら研究費が下りるよという仕組みがつくられたら、やはり、切実な研究者の人はそちに自分の意思で乗つてしまふんじゃないかな。それは結果として、日本の、又は人類の発展に資するのだから。私はそうは思わないんです。

というふうな私の意見を述べまして、皆様にお一人ずつ御意見をいただきたいなと思います。この参考人の表の、上から順に行っていましたので、逆から順に、井原先生、鈴木先生、村山先生、佐橋先生の順にお伺いしたいと思うのですが、よろしくお願います。

○上野委員長 大石君、何をお伺いすればいいんですか。

○大石委員 失礼いたしました。

私としては、この世界の危機の中で、拡張主義というものの自制を促すこと、それから底辺

への競争というものを脱却していくこと、これに
関して、日本政府の大きな役割があつて、これが
一番大事だと思つてゐるんですが、それをどう思
われるのか、御意見をお伺いしたいです。

○井原参考人 ありがとうございます。非常に幅
の広いお話だったので、どのようにお答えしたら
いいのちよつと迷つてゐるんですけれども。

現在、この法案を議論してゐるということで、
既に、緊張が隣国へ広がつていくような、そうい
う議論が含まれてゐるというふうに私は理解して
いるので、やはり力と力、これは経済力の力と力
も力なんです。だから、何としてでも、何度も
言うようですが、国際協調主義をやはり育ててい
くような何かいい知恵を生み出さなければやつて
いけないのではないかと、対抗的な問題だけ立て
て、その場で解決する方向ではない、もつと長い
スパンの議論が必要なんだろうと思つてゐる。
ちよつと抽象的ですが、私はそのように考えて
おります。

○鈴木参考人 大変哲学的な問いかけなので、私
のような国際政治を専門にしている者に答えられ
るかどうかわからないんですけれども。

拡張主義を自制するということについては、ま
さにそれによつて、世界がいろいろな、対立関係
ですとか摩擦が生じる、こういう状況が生まれる
ことは恐らく不可避であろうというふうには思ひ
ます。じゃ、そこで、どういう態度というのか、ど
ういう選択肢があるんだろうかというふうにか
けると、そういう競争から降りて、余生を過ごす
というのか、隠居のような生活をするのか、それと
も、そういう競争の中で何とか生き延びていくと
いうことを考えるのか、それとも、その中で、
様々な他国からの圧力、そういったものからいか
にして我々の生活の安定を維持するのかというこ
とを考えたときに、恐らく、今回の経済安全保障
推進法案は、三番目の、国内の生活、経済活動の
安定ということを目指したものだというふうに私
は理解をしています。

そういう意味では、どれが正解かというのは私

は分りませんけれども、しかし、そういう方向
性を持つたものとして、現実の世界で起きている
競争、これに適切に対応していくということが恐
らく政府に求められてゐることであり、この経済
安全保障法案はそうした対応の一つの形としてあ
るものではないかというふうに考えておりま
す。

○村山参考人 世界が危ない方向に向かつてい
て、自制を促さなければならぬ、まさにそのと
おりだと思ひます。

これを経済安全保障的に考えるかどうかといふこ
と、米中間で経済競争があつたのが、その経済競
争の後にナショナリズムが入つてきてゐるん
です。したがつて、ナショナリズムが入つてゐる
から、ともかく自分にいい条件を引き出そうとし
て、関税をかけたたり補助金をつけたたりして、そ
ういう競争が始まつたわけですよ。

ここまでは経済でいいんですけれども、これを
自制を促さなきゃならないというのは、それに軍
事がついたらどうなるかという話なんです。これ
は経済安全保障の話です。だから、軍事力をちら
つかせて経済交渉に入つたらどうなるか。これは
かなり危険な道に入つていくわけです。そこはや
はり自制が必要で、日本の役割としては、そこを
何とか米中間で押しとどめて、紛争にいかないよ
うにするというのが日本の経済安全保障戦略とし
てあると思ふんです。

特に私が今一番懸念してゐるのが、やはり台湾
なんです。台湾にTSMCなどの半導体の拠点が
ある、それを米中が奪ひ合つてゐるような状態
なんです。だから、これが向上すると、恐ら
く、経済でありながらも軍事がついてくるよう
な、そういうことになつてしまふ。

これは非常に危険なので、そこで、やはり日本
の役割としては、何とか両国に自制を促して、軍
事紛争までいかないようにとどまらせる、そこが
日本の大きな役割、経済安全保障上の大きな役割
というふうに考えております。

○佐橋参考人 ありがとうございます。非常に知
的刺激にあふれる質問で、本当に面白くて、いろ
いろ考えていたんですけれども。

相手に自制を強いということがやはり非常に
重要だと思ふんですよ。そこは本当に私もそう
思つていて、ただ、そのための手段というのが、
やはり抑止というのが非常に重要であらうとい
ふふうに思ひます。そして、その抑止にも資する
んですけれども、相手国より優位性を確保するとい
うことが重要なんですね、理論的には。そのため
に、経済安全保障政策ないし今回の法案に含まれ
てゐる内容は十分に資するのではないかとこの
うに思ひます。

ただ、もちろん、それに加えて、相手に自制を
強いるためには、究極的には外交の役割というの
も存在しております。ですので、抑止だけではな
く外交、これをいかに組み合わせるのかとい
うことが解になるわけですが、ただ、少なくと
も、こちら側が抑止するに足る十分な優位性を
確保しておかなければ相手の食欲な行動を防ぐこ
とはできませんので、そういう意味で、この
いった取組は重要だというふうに思ひます。

そして、生活者の利益になるかということなん
ですけれども、これは、大きな意味での富の配分
というのは全く別の法案のスキームの話だとい
ふうには理解しております。ただ、他方で、今回
の法案に含まれてゐるような先端的な技術開発だ
とか又はインフラの防護、こういったものは日々
の生活を支えるものであるわけです。例えば有事
が発生したときに、やはりインフラが、又はサブ
ライチエーンがしっかりと確保されていなければ、
困るのは真つ先に国民、市民生活であります。そ
ういった意味でも、実はこれは生活者の利益にも
なるというふうにも思ひます。

以上で私の答えにさせていただきます。

○大石委員 ありがとうございます。

優位性の確保というのが自制を強いるというお
話だったんですけれども、そういう考え方も一つ
なのかもしれませんが、そうなのかなというこ

ろもあつたんです。ほかの国が悪いと言う前に、
やはり、この国で数十年行われてきたことを振り
返つてみても、自国の経済政策の失策であつたり
ですとか、アメリカに追随した結果ということ
だつたりとかということは、前回の委員会での質
問で私の意見をさせていただきました。なので、
私は、違う世界を佐橋先生と一緒に目指してほ
しいなと思ひました。本当に本気です。

質問を終わります。ありがとうございます。

○上野委員長 これにて参考人に対する質疑は終
了いたしました。

この際、一言御挨拶を申し上げます。
参考人各位におかれましては、貴重な御意見を
お述べいただきまして、誠にありがとうございます
でした。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し
上げます。

次回は、明四月一日金曜日午前八時五十分理事
会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

令和四年五月十三日印刷

令和四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U